

第3次

富加町人権施策推進指針



河川公園『とみばーく』



令和8年3月

富加町

も く じ

第1章 策定の背景

1 策定の趣旨	2
2 国際的な動向	3
3 国内の動向	4
4 岐阜県の取り組み	5
5 富加町の取り組み	5
6 指針改定のための人権に関する町民意識調査	6
7 指針の期間	6

第2章 指針の基本的な考え方

1 基本理念	8
2 基本的な視点	9
3 人権教育・啓発の推進にあたっての基本方針	10
4 指針の体系	12

第3章 課題別施策の方向性

1 女性の人権	14
2 子どもの人権	18
3 高齢者の人権	24
4 障がい者の人権	27
5 部落差別（同和問題）	30
6 外国人の人権	33
7 インターネットによる人権侵害	36
8 感染症患者等の人権	39
9 刑を終えて出所した人の人権	41
10 犯罪被害者等の人権	43
11 性的少数者の人権	45
12 さまざまな人権問題	48

付録 用語解説集	49
----------	----

第 1 章 策定の背景

第1章 策定の背景

1 策定の趣旨

「人権」は誰もが生まれながらにして持つ権利です。すべての人間は生まれながらにして自由であり、人間として生きるための権利を持ちます。

本町では、平成28年3月に「富加町人権施策推進指針」を策定し、以降、原則5年間で指針の推進期間と定めて、改定を行っています。この指針を基に、一人ひとりが個性や違いを認め合える共生社会のまちを目指して人権教育や人権啓発に関する施策に取り組んできました。

一方、昨今は人口減少や少子高齢化、国際化や情報化の進展等により私たちが暮らす環境は大きく変化しており、さまざまな生活課題や福祉課題を持つ人が増加しています。このような社会情勢の変化により、子どもの貧困問題や、人命を損なう恐れのあるいじめ、職場におけるハラスメント、スマートフォンの普及や様々なSNS（ソーシャルネットワークサービス）の利用拡大に伴うインターネット上の誹謗中傷、性的指向及び性自認を理由とする差別や偏見、外国人へのいわゆるヘイトスピーチ等、解消に向けて取り組むべき様々な問題があります。また、2020年（令和2年）から3年以上にわたり、新型コロナウイルス感染症が蔓延し、感染者や医療従事者、その家族などへの偏見や差別が社会問題になりました。

「第3次富加町人権施策推進指針」（以下、「本指針」という。）は、「第2次富加町人権施策推進指針」の期間満了に伴い、こうした社会状況や本町の状況を踏まえ、人権施策を一層充実させるために策定しました。



2 国際的な動向

1945年（昭和20年）、世界の平和と安全を維持するとともに、人種、性、言語及び宗教による差別をなくすなどを目的として「国際連合」が設立され、1948年（昭和23年）の第3回総会において「すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準」を定めた「世界人権宣言」が採択されました。

その後、「世界人権宣言」を実効あるものとするため、人種差別撤廃条約〔1965年（昭和40年）〕、国際人権規約〔1966年（昭和41年）〕、女子差別撤廃条約〔1979年（昭和54年）〕、児童の権利に関する条約〔1989年（平成元年）〕などの人権関係諸条約が採択されるとともに、国際婦人年をはじめとした各種の国際年、各種宣言等によって人権尊重、差別撤廃に向けた取組が行われてきました。

1994年（平成6年）には、国連総会において、人権教育を通して人権文化を世界に築くことを目的として、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年を「人権教育のための国連10年」とする決議が採択されるとともに、2004年（平成16年）に「人権教育のための世界計画」が採択され、人権という普遍的な文化を世界中に構築するための取組が開始されました。

この世界計画は、「初等中等教育」をテーマとした第1フェーズ行動計画〔2005～2009年（平成17～21年）〕、「高等教育と教育者、公務員、法執行者等への人権教育」をテーマとした第2フェーズ行動計画〔2010～2014年（平成22～26年）〕、第1及び第2フェーズの取組強化と「メディア専門家及びジャーナリストへの人権研修の促進」をテーマとする第3フェーズ〔2015～2019年（平成27～31/令和元年）〕、現在は「青少年のための人権教育」をテーマとした第4フェーズ〔2020～2024年（令和2～6年）〕の取組が図られました。

また、組織に関する国際規格の分野では、2010年（平成22年）に発行されたISO26000において、企業の社会的責任として「人権」が中核主題の一つとして位置付けられています。

こうした中、第5フェーズ〔2025～2029年（令和7～11年）〕の重点領域についてとりまとめが行われ、重点対象を「若者と子ども」として、デジタル技術と人権教育、環境と気候変動に関する人権教育、ジェンダー平等と人権教育に焦点を当てています。これらのテーマは、国連の「持続可能な開発に関する2030アジェンダ」とも連携し、各国に対して政策の策定・実施・モニタリングを求めています。

3 国内の動向

わが国は、人権をめぐる国際的な動きの中で、国際社会の一員として「国際人権規約」や「女子差別撤廃条約」「児童の権利に関する条約」などの人権に関する諸条約を批准するなど基本的人権の擁護・尊重と人権意識の普及に向けた取り組みを進めてきました。

平成9年3月には、様々な人権問題を踏まえ今後の人権擁護に資することを目的とした「人権擁護施策推進法」が施行されました。また、平成9年7月には「人権教育のための国連10年」に関する行動計画が策定され、あらゆる場における人権教育の推進や、女性、子どもをはじめとする重要課題への対応など、具体的な取組みが示されました。

平成12年12月には、人権の擁護に資することを目的として「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、人権教育・人権啓発の推進は国の責務と定められ、地方公共団体に対しても、国と連携を図りつつ、人権教育・人権啓発を推進するよう規定されました。そして平成14年3月に「人権教育・啓発に関する基本計画」が策定されました（平成23年4月一部変更）。その中で個別の人権課題として、12項目をあげています。

<主な人権課題>

- | |
|---|
| ①女性 ②子ども ③高齢者 ④障がい者 ⑤部落差別（同和問題）⑥外国人
⑦インターネットによる人権侵害 ⑧感染症患者等 ⑨刑を終えて出所した人
⑩犯罪被害者等 ⑪性的少数者 ⑫さまざまな人権問題 |
|---|

その後、「犯罪被害者等基本法」（平成17年）、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」（平成18年）、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」（平成21年）、「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」（平成21年）、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」（平成24年）や、「児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）」の改正、「いじめ防止対策推進法」（平成25年）の制定、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（DV防止法）」の改正、「子どもの貧困対策の推進に関する法律（子どもの貧困対策法）」の施行、平成27年に「女性の職場生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」の施行、平成28年に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」、「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律」、「部落差別の解消の推進に関する法律」、令和5年4月に「こども基本法」、令和5年6月に「性

的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行など個別の人権関係法の整備や改正がなされています。

4 岐阜県の取り組み

岐阜県では、平成15年3月に「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」に規定されている「地方公共団体の責務」に基づき、「岐阜県人権施策推進指針」を策定し、この指針に沿って人権尊重の意識を高めるため取り組みを推進してきました。平成20年3月に第1次改定、平成25年3月に第2次改定、平成30年に第3次改定がされています。さらに、平成30年3月には、学校でのいじめの問題、暴力・虐待の増加をはじめ、インターネットによる人権侵害、性的少数者など、社会情勢の変化やこれまでの取り組みを踏まえ、現指針を継承・発展させて、新たな人権問題に対応するため、「岐阜県人権施策推進指針（第4次改定）」（推進期間：令和5～9年度）が策定されました。

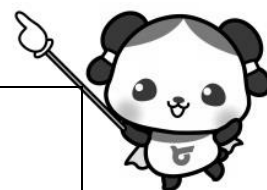
5 富加町の取り組み

本町では、これまでも、女性、子ども、高齢者、障がい者などさまざまな人権問題について、学校教育の中で教育・啓発に取り組むとともに、「富加町男女共同参画計画」、「富加町教育計画」、「富加町子ども・子育て支援事業計画」、「富加町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」、「富加町障がい者計画」等の分野別計画の中に施策を盛り込み、定期的な見直しを行いながら施策を推進しています。

人権教育・啓発に関しては、平成28年3月に「富加町人権施策推進指針」を策定し、改定を経て、さまざまな人権問題に総合的かつ効果的に取り組むための方向性や施策等を示しています。

6 指針改定のための人権に関する町民意識調査

今回の改訂は、令和7年度末で第2次の指針の推進期間が終了することから、18歳以上の住民を対象としたアンケートを実施し、指針の見直しを行いました。



【調査対象】 富加町在住の18歳以上の住民 1,000人
【抽出方法】 住民基本台帳から無作為抽出
【調査期間】 令和7年5月1日～5月31日
【調査方法】 郵送配布・郵送や持参回収
【回 収】 353件（35.3%）
 参考 平成28年実施時 413件（41.3%）
【結 果】 各項目抜粋して掲載（数値は四捨五入）

7 指針の期間

この指針の期間は、令和8年度から令和12年度までの5年間とします。ただし、国内外の動きや社会経済状況、社会構造の変化に伴い、必要に応じて見直しを行います

第2章 指針の基本的な考え方

1 基本理念

日本国憲法では、第11条において「国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」とし、「すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」（第14条）と基本的人権について定めています。このように、すべての人が尊重され、人間らしく生きる権利が保障されています。

しかし、私たちを取り巻く現実を目を向けると、世界各国での民族や宗教をめぐる対立や紛争、テロなどによって依然として人権侵害は続いています。わが国においても、女性に対する暴力、子どもや高齢者への虐待、高齢者を狙った悪徳商法などのニュースは毎日のように報じられています。インターネットを利用したいじめ、X（エックス）やLINEなどSNS上のトラブルなどは、深刻な人権問題となっています。

人権とは、人が幸せに生きていくための権利であり、すべての人の人権が尊重され、自分と同様に他人の人権をも尊重することが大切です。そのことにより、互いの尊厳が守られ、温かさや豊かさのある社会を実現することができると思います。

私たちは、無意識のうちに人権侵害や差別をしていることがあります。さまざまな人権問題について学び、正しい知識と理解のある高い人権意識を持ち、一人ひとりの人権が尊重される社会をめざします。

こうした考えに基づき、本指針の基本理念を次のとおりとし、人権教育・啓発を推進していきます。

人と人、認め合い支え合う人権尊重のまち とみか



2 基本的な視点

基本理念の実現に向けて、次の基本的な視点を念頭に具体的な施策を推進していきます。

▶視点1 共生のまちづくり

私たちの社会は性別、年齢、障がいの有無、国籍などの異なる人々がともに共生しています。住民一人ひとりが、社会の一員として、お互いの個性や違い、考え方を尊重し、さまざまな文化、多様性を認め合い、支え合いながら共に生きる地域づくりを推進していきます。

▶視点2 生涯を通じた人権教育・啓発

人権教育・啓発は、子どもから大人まで、住民一人ひとりが生涯教育として多くの機会を得る必要があります。時流によって人権問題も増えていくため、知識の更新が推奨されます。人権を守ることは命を守ることにつながるため、すべての住民が、その重要性を理解し、関心を高め、自身を省みることを促すための学習活動を推進していきます。

▶視点3 行政と住民等の協働

人権教育・啓発は、行政と家庭、学校、地域、職場など多くの場面で住民と協働し、推進していくものです。行政としては住民一人ひとりや関連組織・団体が積極的に活動できるように各種人権施策を推進していきます。

・3 人権教育・啓発の推進にあたっての基本方針

▶基本方針1 家庭・地域における人権教育

- ①家庭は、特に子どもにとっては、人権について触れるきっかけの場であり、人権に対する親の言動や行動が子どもに大きく影響します。正しい知識と理解を持つ重要性が求められるため、保護者の人権意識を高める教育、啓発、情報提供の充実に努めます。
- ②地域においてより効果的な人権教育活動を推進するため、一人でも多くの住民に人権について学んでもらえるように、関係団体と連携して積極的に人権教育を進めます。
- ③社会教育においては、すべての人々の人権が尊重される地域社会を実現するため、世の中のあらゆる差別をなくすよう、人権に関する生涯学習を啓発します。

▶基本方針2 学校における人権教育

- ①学校生活におけるあらゆる場面が児童・生徒にとっては人権教育の場となります。子どもたち一人ひとりが、自他の人権を尊重し、共に生きる力を育みます。
- ②家庭や地域・関係機関との連携を重視した人権教育を進めます。
- ③いじめの問題や自殺に関し、命を守ることを最優先に考えることや人を大切にする心に加え、同じように自分自身も大切にする心を育む教育を推進するとともに、相談体制の充実を図ります。
- ④SNS等による人権侵害やトラブルを未然に防ぐために情報モラル教育の推進を図ります。
- ⑤道徳等の特別な教科において、人権教育・啓発を取り入れ、命の大切さや思いやりの心を育てていきます。
- ⑥研修機会の充実に努め、いじめの未然防止・早期発見、早期対応に組織的に取り組みます。

▶基本方針3 住民・企業等への人権啓発

- ①人権に関する基本的な知識の習得を目的とした啓発を推進するとともに、誤った情報に基づく差別や偏見を解消するため、正しい情報の提供に努めます。
- ②生命の尊さや個性の尊重という視点を重視した啓発活動を推進します。
- ③賃金や昇進等の男女格差の是正、障がい者雇用の促進や差別の解消、ハラスメントの防止、外国人の不当な就労環境の改善など、企業や事業所が取り組むべき人権課題があります。国・県と連携して啓発活動を推進します。

▶基本方針4 町職員等の人権教育

- ①町職員等が、業務を遂行する上で、プライバシー保護や人権尊重に十分配慮した行動がとれることはもとより、率先して人権問題の解決を図るべき立場にあることを自覚するよう、役場内の人権教育を進めます。
- ②町職員等が、人権に関わる法制度を理解し、住民への対応のみならず職員間の人権侵害防止など、より高い人権意識を身に付けることにより、適切な窓口対応や業務の遂行ができるよう研修等の充実を図ります。



4 指針の体系

基本理念	基本的な視点	基本方針	課題	施策の方向性
人と人、認め合い支え合う人権尊重のまちとみか	視点1 共生のまちづくり 視点2 生涯を通じた人権教育・啓発 視点3 行政と住民等の協働	基本方針1 家庭・地域における人権教育 基本方針2 学校における人権教育 基本方針3 住民・企業等への人権啓発 基本方針4 町職員等の人権教育	1 女性の人権	<ul style="list-style-type: none"> ▶男女の人権を尊重する意識の向上と擁護 ▶多様な生き方ができる環境づくりの推進 ▶男女共同参画の推進 ▶女性に対するあらゆる暴力の根絶
			2 子どもの人権	<ul style="list-style-type: none"> ▶子どもの人権を尊重する啓発活動の推進 ▶いじめなどに対する取り組みの推進 ▶情報モラル教育の推進 ▶児童虐待への対応 ▶子ども自身が身を守るための教育の推進
			3 高齢者の人権	<ul style="list-style-type: none"> ▶高齢者の人権を尊重する啓発活動の推進 ▶高齢者の社会参加の促進 ▶地域助け合い活動の推進 ▶地域組織等の強化とネットワーク活動の推進 ▶高齢者の権利擁護
			4 障がい者の人権	<ul style="list-style-type: none"> ▶障がい者の人権を尊重する啓発活動の推進 ▶障がい者虐待の防止、早期発見、早期対応の推進 ▶障がい者の社会参加の促進 ▶障がい者の権利擁護
			5 部落差別（同和問題）	<ul style="list-style-type: none"> ▶学校教育における教育・啓発の推進 ▶広報・啓発活動の推進 ▶えせ同和行為の排除
			6 外国人の人権	<ul style="list-style-type: none"> ▶多文化共生の推進 ▶相互の国際理解教育・啓発の推進
			7 インターネットによる人権侵害	<ul style="list-style-type: none"> ▶インターネットによる人権侵害を防止するための啓発の推進 ▶インターネットに書き込まれた人権侵害への対応 ▶安全で正しいインターネット利用の促進
			8 感染症患者等の人権	<ul style="list-style-type: none"> ▶偏見や差別意識を解消する意識啓発 ▶学校教育、社会教育における学習の充実
			9 刑を終えて出所した人の人権	<ul style="list-style-type: none"> ▶「社会を明るくする運動」の推進 ▶偏見や差別意識を解消する意識啓発
			10 犯罪被害者等の人権	<ul style="list-style-type: none"> ▶広報啓発活動の推進 ▶相談機関の周知 ▶精神的・経済的支援
			11 性的少数者の人権	<ul style="list-style-type: none"> ▶偏見や差別問題を解消する意識啓発 ▶相談体制の充実 ▶行政サービスの充実（要介護認定申請、町営住宅の入居申し込み等）
			12 さまざまな人権問題	

第 3 章 課題別施策の方向性

1 女性の人権

(1) 現状と課題

女性の人権は、世界的に見ても社会の発展や平等の基盤として極めて重要です。近年、世界各国で女性の権利向上に向けた取り組みが進んでおり、女性の教育の機会が充実したことで、識字率は向上し、労働市場への参加も増加傾向にあります。また、各国の法律においても、性別による差別を禁止する規定が整備され、世界全体へ広がりつつあります。しかし、依然として多くの国では、女性は社会的、経済的、生理的に不平等な立場に置かれています。例えば、女性に対しての国内外や家庭内での暴力、性的虐待、雇用機会の不平等、経済的格差、政治や経済における意思決定の場での女性割合の低さは依然として重要な問題です。この問題を解決するためには、教育・啓発活動の推進や経済的支援とともに、法律の強化といった多角的な方面からの対応が求められます。

我が国においては、男女が社会の対等な構成員としてあらゆる分野の活動に共に参画することにより、調和のとれた豊かな社会が形成されるよう「男女共同参画社会基本法」や「男女雇用機会均等法」が制定され、進められてきました。近年では、仕事で活躍したいと希望するすべての女性が、個性や能力を存分に発揮できる社会の実現を目指して、平成27年に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が制定され取り組みが進められています。また、平成12年に「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（ストーカー規制法）、平成13年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（DV防止法）が施行され、女性への暴力の根絶に向けた取り組みが展開されています。

法律の強化は進められていますが、依然として女性が不平等な立場に置かれる問題は存在しており、引き続き男女共同参画社会の実現へ向けて取り組む必要性があります。

本町においては、“あらゆる女性と男性がともに輝くまち とみか”を基本理念とした「第2次富加町男女共同参画計画」（計画期間：令和6年度～令和15年度）を新たな視点によって策定し、これに沿って男女共同参画に関する施策を推進しています。

町民の意識調査によると、「『男は仕事、女は家事・育児』など、性別による固定的な役割分担意識があること」、「家事・育児や介護などを、男女が共同して担うことができる社会や仕組みが十分整備されていないこと」の2項目が40%を超える高い回答

率となっています。10年前の調査時と同様の項目が同程度の高い数値となっており、法律の整備は進んでいるものの、性別による役割分担の既成概念に変化がないことがわかります。

(2) 施策の方向性

すべての個人が、性別や外見に囚われることなく、互いにその人権を尊重し、それぞれの個性と能力が十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進していきます。

① 個人の人権を尊重する意識の向上と擁護

■性別を前提とした役割分担による不平等感や、性別を理由とする差別や人権侵害は、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となっています。様々な機会や媒体を活用して、人権尊重意識の高揚を図るため、啓発活動や相談体制の充実に努めます。

② 多様な生き方ができる環境づくりの推進

■男女雇用機会均等法に基づいた公平な機会と待遇により働き方や暮らし方などのその人らしさが尊重され、希望に応じた選択可能なワークライフバランスの重要性についての意識啓発に努めます。

■職場においては男女の待遇に差があるだけでなく、セクシュアル・ハラスメント、やマタニティ・ハラスメントにより、仕事がしづらくなったり、働きにくくなったりしている問題が大きくなっています。

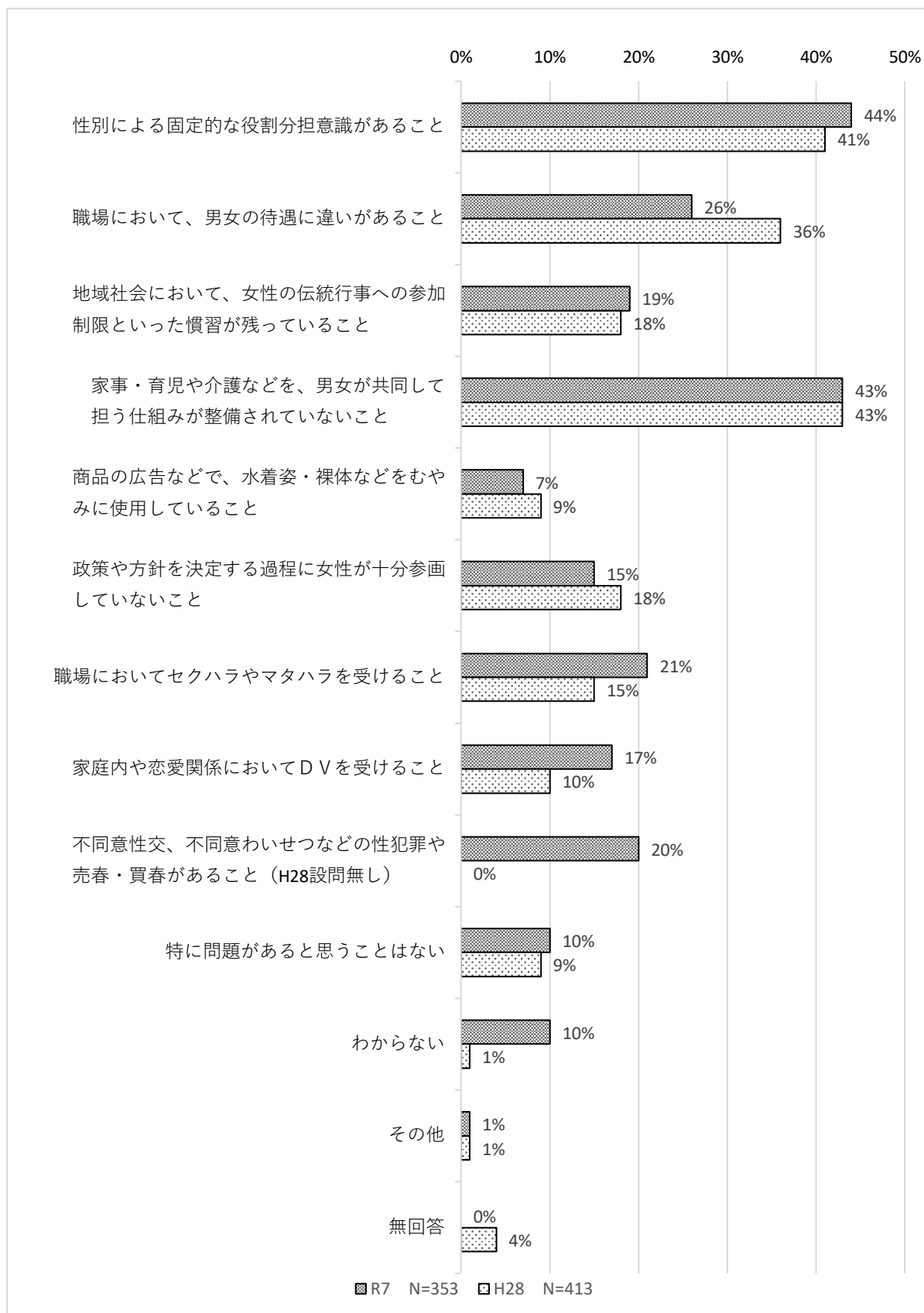
③ 男女共同参画の推進

■男女が共に社会の一員として、経済やまちづくり、防災・災害対策など、さまざまな分野における地域づくりに積極的に参画できる環境の整備を進めます。

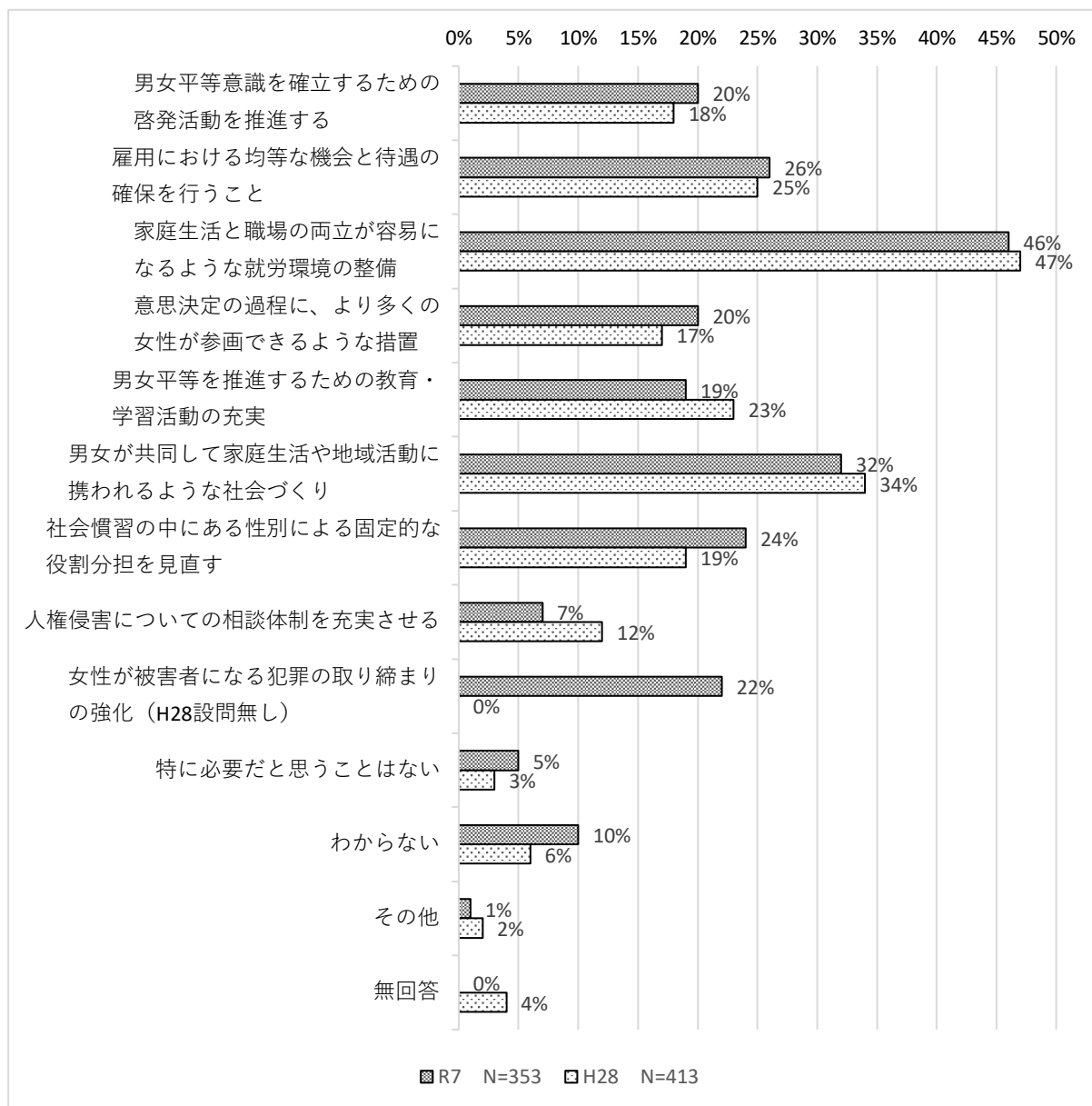
④ 女性に対する暴力の根絶

■DV、セクシャル・ハラスメントやマタニティー・ハラスメント、ストーカー行為、アダルトビデオへの出演強要、JKビジネスなどの問題が多様化していますが、女性に対するあらゆる暴力を許さない社会を形成するための啓発活動を行い、相談体制の充実に努めます。

図表 1-1 女性の人権問題について、特に問題があると思うこと（3つまで）



図表 1-2 女性の人権を尊重していくために必要なこと（3つまで）



2 子どもの人権

(1) 現状と課題

近年、少子化や核家族化の進行、家庭や地域における子育て負担の増加、スマートフォンの普及によるインターネットへいつでも手軽にアクセスできる環境、不特定多数のユーザーと関わりを持つことができるSNS媒体の増加など、子どもを取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。こうした中で、いじめや児童虐待、不登校やひきこもり、犯罪に子ども自身が巻き込まれるなど、子どもへの人権侵害は大人が察知するまでに時間がかかるケースがある等、依然として深刻な問題となっています。

子どもの人権の尊重や福祉の増進については、児童福祉法や教育基本法などにおいて示されており、平成6(1994)年に批准された「児童の権利に関する条約(子どもの権利条約)」においても児童の最善の利益を保障することが明らかにされています。

平成12年には「児童虐待防止法」が施行され、さらに平成16年の「児童福祉法」の改正を受けて、町では虐待を受けている児童をはじめ要保護児童の早期発見や適切な保護を図るために「要保護児童対策地域協議会」を設置し、児童虐待等への対応を行っています。令和5年4月には「こども基本法」が施行されました。日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、次代の社会を担う全ての子どもが、生涯にわたる人格形成の基礎を築き、自立した個人としてひとしく健やかに成長することができ、子どもの心身の状況、置かれている環境等にかかわらず、その権利の擁護が図られ、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指して、子ども施策を総合的に推進することを目的とした法律です。子どもの権利条約批准から約30年後ではありましたが、日本国内で子どもが権利の主体であることを明記し、子どもの権利保護としての大きな一歩となった法律です。

本町においては、「第3期富加町子ども・子育て支援事業計画」を策定し“こどもの笑顔とみらいをみんなで支えるまち とみか”を基本理念とし、いじめや児童虐待のないまちづくりに取り組んでいます。全国各地で児童虐待により子どもの尊い生命が奪われる事件は後を絶たず、2024年の児童虐待摘発件数は、前年比264件増の2,649件で過去最多となり、事件で被害を受け死亡した18歳未満の子どもは52人で、その半数近くが無理心中によるものでした(警察庁発表)。親などからの虐待で摘発された事件で被

害を受けた子どもは、2015年までは数百人で推移していましたが、2016年に1千人、2020年に2千人を超え、2024年は2,700人でした。加害者別でみると、実父の1,233人が最多で、実母704人、養・継父438人と続きました。虐待の種類別では「身体的虐待」の2,136件が最多でした。増加が目立つのは「性的虐待」（431件）で、10年間で3.7倍に増えました。いじめによる自殺や不登校なども重大で深刻な社会問題となっており、文部科学省の調査によると、令和5年度に認知された「いじめの件数」は732,568件で、前年度はよりおよそ5万件ほど増加し、過去最多となっています。内訳は小学校588,930件、中学校122,703件、高等学校17,611件、特別支援学校3,324件との結果で、コロナ禍で一時的に減少した令和2年度以外は毎年増加しています。表面化した結果以外にも潜在的ないじめの防止・解決も必要であることから非常に難しい人権問題です。平成25年には「いじめ防止対策推進法」が制定され、町においても平成29年に「富加町子どものいじめ防止等に関する条例」を制定し、対策が強化されています。いじめや虐待は潜在化していることが多いことから、家庭や学校において問題を顕在化することができる環境をつくることも必要です。

また、平成27年度からは、子ども・子育て支援法に基づく「富加町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、現在3期目（令和7～11年）となっており、子どもと子育て家庭への支援に関する施策を推進しています。

町民意識調査の結果によると、『「仲間はずれ」や「無視」、容姿に関する悪口等、身体への直接攻撃や相手がいやがることをしたり、させたりするなどのいじめを行うこと』が55%、「いじめをしている人や、いじめられている人を見て見ぬふりをする事」が36%と高くなっています。子ども同士が形成する学校社会などでの教育の重要性と教職員の負担軽減も同時に課題として考えられる結果となりました。

(2) 施策の方向性

① 子どもの人権を尊重する啓発活動の推進

- 子どもの人権の尊重及び福祉の増進を図るため、あらゆる機会を通じて、地域や学校などと連携し、子ども自身や周囲の人々が子どもの人権を尊重する意識形成への啓発活動を推進します。

■ 幼少期は、生涯にわたる人間形成の基礎を培う大切な時期であるため、学校・子ども園・家庭などで幼少期から思いやりの心を育む取り組みを推進します。

② いじめなどに対する取り組みの推進

■ いじめや差別、さらには体罰や暴言について、社会全体がそれらを許さない環境や雰囲気づくりを推進するとともに相談体制の充実を図ります。

③ 情報モラル教育の推進

■ インターネット上のいじめ、XやLINEなどSNS上のトラブルなどから子どもを守るため、家庭、地域、学校における、情報モラル教育を推進します。

④ 児童虐待への対応

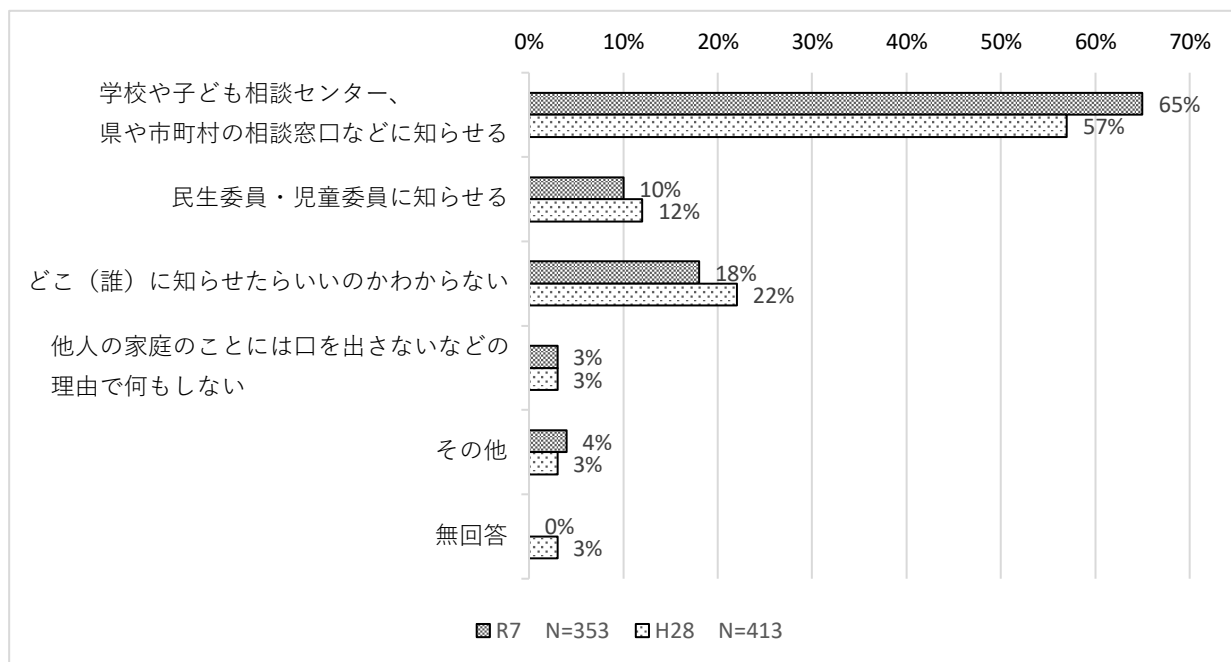
■ 児童虐待を未然に防ぎ、保護者が加害者とならないようにすることと、子どもの人権侵害の行為を早期に発見し、適切な支援を行えるよう、保健、医療、福祉、教育、警察等の関係機関を含めた地域全体で子どもとその家族を守る支援体制を構築し、相談窓口の充実に努めます。

■ 「ぎふオレンジリボン運動」の普及活動として、こども園、学校、行政機関等の各施設へのポスターの掲示や、各家庭へのリーフレット等の配布を行い、子ども虐待防止に努めます。

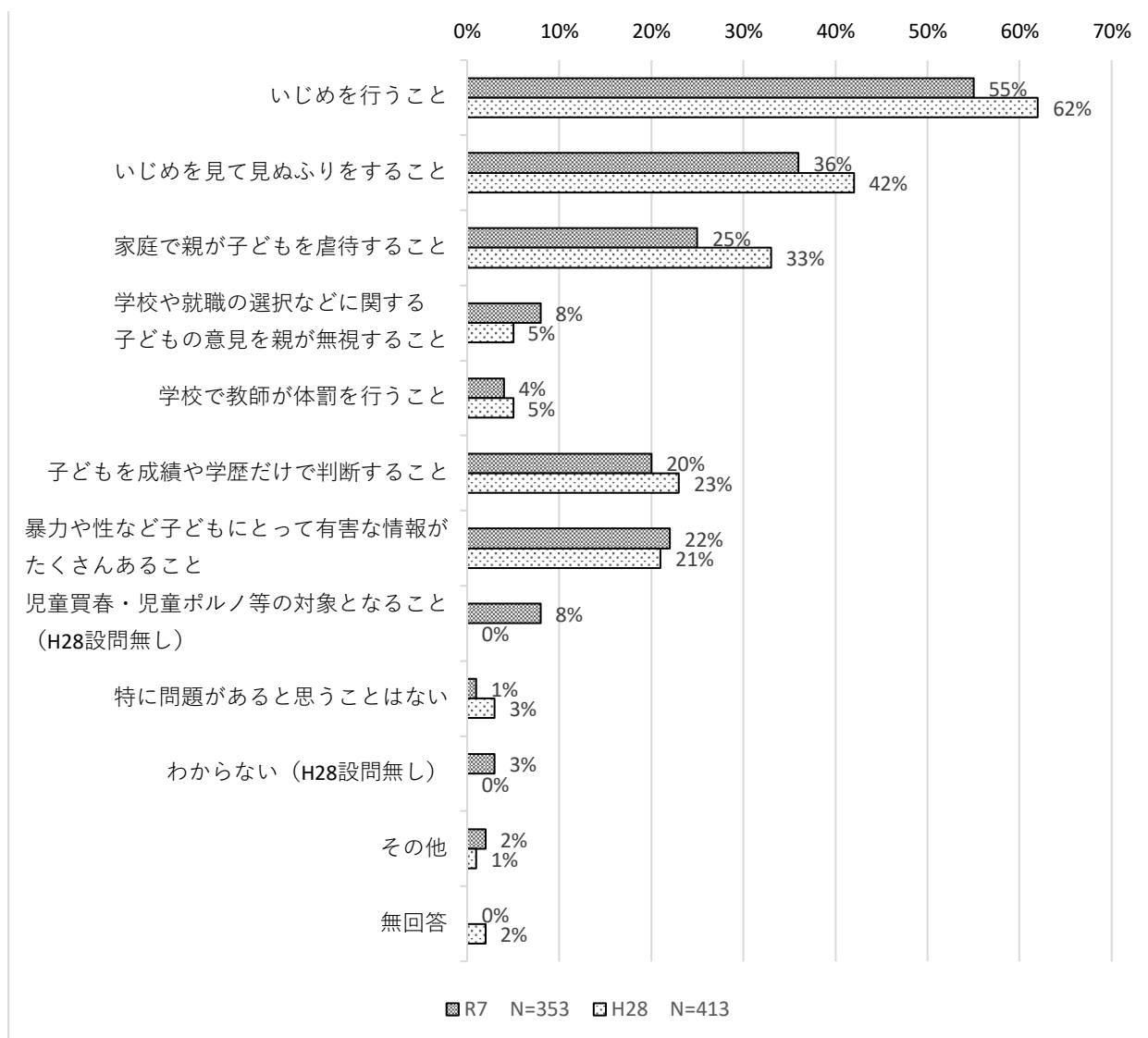
⑤ 子ども自身が身を守るための教育の推進

■ 子どもの犯罪被害の防止に向けた指導を行うとともに、犯罪、虐待、いじめなどから自分の身を守るための知識や判断力、心構えの育成に努めます。

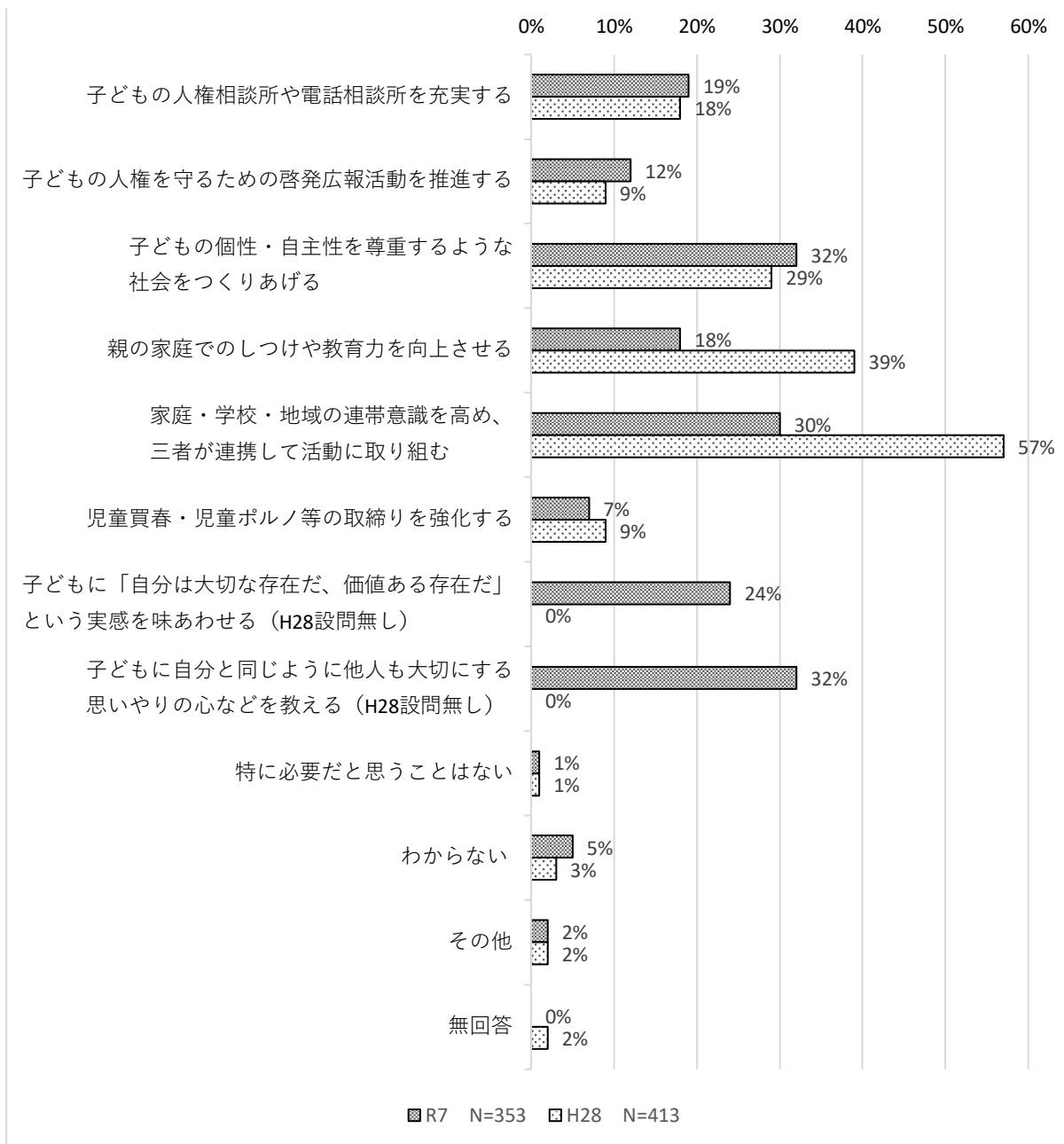
図表 2-1 児童虐待を発見したらどうするか



図表 2-2 子どもの人権問題について、特に問題があると思うこと（2つまで）



図表 2-3 子どもの人権を尊重するために必要だと思うこと（2つまで）



3 高齢者の人権

(1) 現状と課題

令和6年10月1日現在、わが国の65歳以上人口は3,624万人であり、総人口に占める割合（高齢化率）は29.3%と3人に1人以上が高齢者という超高齢社会を迎えています。本町の同時期においても高齢者人口は1,799人にのぼり、高齢化率は30.6%となっています。また、このうち介護保険の認定を受けた人は17.3%（306人）あり、今後、さらなる増加が見込まれています。

平成12年にはじまった介護保険制度は、我々の生活になくてはならないものとなる一方、介護給付費は大幅に増加してきています。また、高齢化が進むことにより、経済的な困窮、悪徳商法、虐待、財産管理にかかるトラブルなど、高齢者の人権を侵害するおそれがある問題が表面化しています。こうした問題等に対応するため、成年後見制度の創設、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）の制定等が行われてきました。

本町では、「人生いきいき プラン（富加町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画）」を3年ごとに見直し、現在第9期を迎えています。各種介護サービスの基盤整備、介護予防、地域包括ケアシステム等を推進するとともに、認知症施策、権利擁護、相談事業など高齢者の人権に関わる施策を推進しています。

今後も、高齢者が心身ともに健康な状態で生活し続けることができるよう、高齢者の人権に対する意識を啓発するとともに、経済的な自立への支援や生活サービスの充実が求められています。

町民意識調査の結果によると、「経済的に自立が困難であること」（50%：前回比5pt増）、「悪徳商法や二重電話詐欺の被害が多いこと」（41%：前回比4pt増）が前回同様に高くなっており、高齢者自身や将来に不安を感じている世代が、高齢者になると経済的な制約や人権侵害によって生きづらくなると思っている結果となりました。

(2) 施策の方向性

① 高齢者の人権を尊重する啓発活動の推進

■高齢者の人権を尊重し、地域全体で互いに支え合うことができる社会を実現するた

め、住民が高齢者の人権・福祉について理解を深めるとともに、高齢者自らも生活の向上に努める意欲を高められるよう、啓発活動を推進します。

- 学校では、高齢者と交流する授業や行事などの豊富な人生経験から学ぶ機会をつくり、高齢者への感謝と尊敬の心を育成するよう努めます。

② 高齢者の社会参加の促進

- 知識や経験を生かせる就労機会の確保、ボランティア活動、学習機会、地域スポーツなどを充実させ、さまざまな世代との交流促進を図り、高齢者がこれまで培ってきた豊かな経験や知識、技能を生かし、自分のライフスタイルにあった生きがいを見つけ、活躍できるきっかけのある社会の整備に努めます。
- 経済的に自立が困難な生活困窮者等への相談窓口の設置や支援体制の強化に努めます。

③ 地域助け合い活動の推進

- 地域に住んでいるひとり暮らしや要介護高齢者、障がい者等の状況を地域住民が把握し、近隣住民による見守り・声かけ活動など、生活上のさまざまな支援活動として展開していけるよう、住民の意識を高める支援を行います。
- 高齢者等の見守りとして、新聞配達、金融機関などの事業所との協定により実施している「高齢者等見守りネットワーク事業」の充実を図るため、住民・事業者への周知を図り、関係機関との連絡調整の体制を強化します。

④ 地域組織等の強化とネットワーク活動の推進

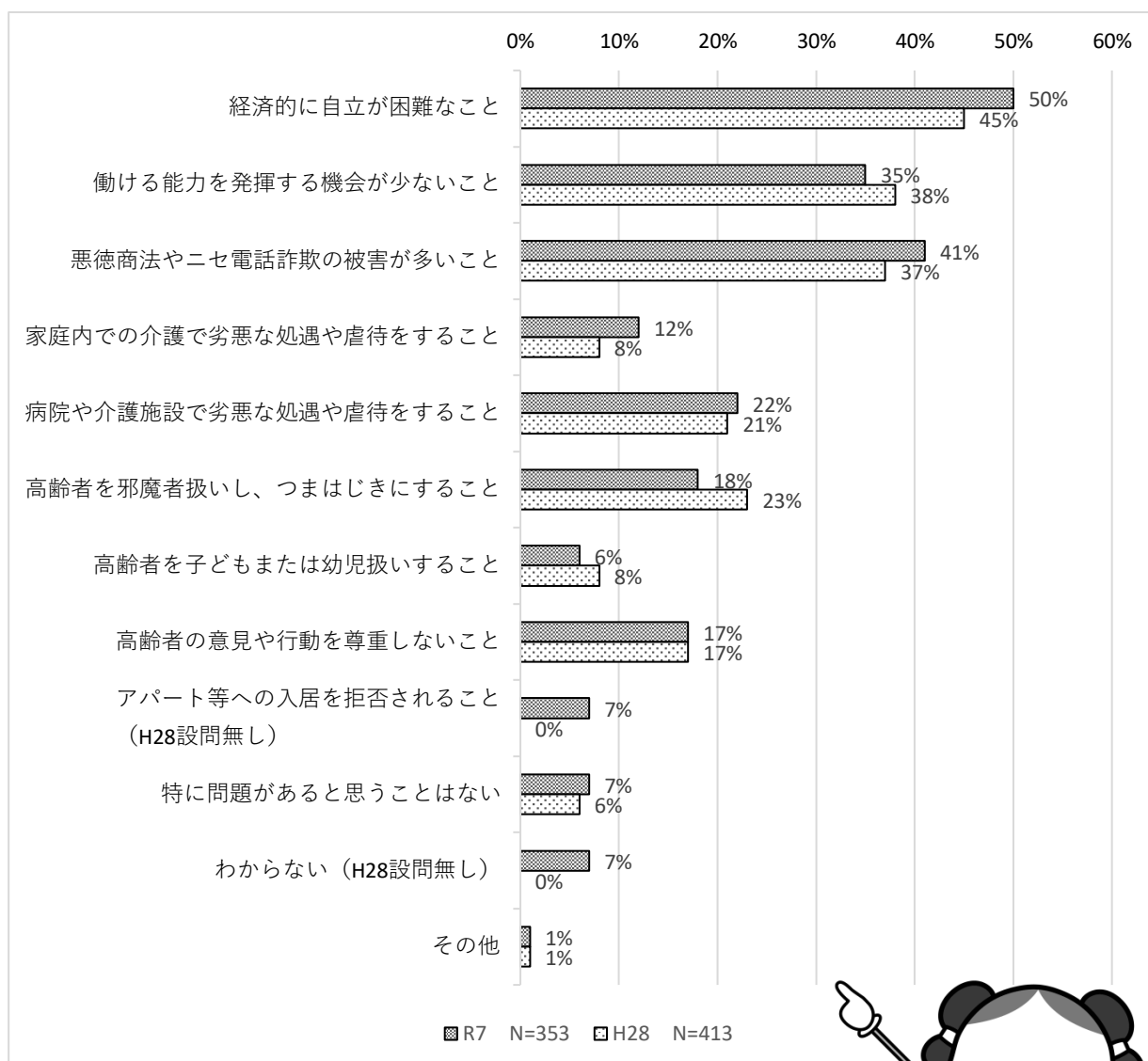
- 民生委員児童委員や福祉委員などが情報を共有し、連携した取り組みができるよう多様な協議体制をつくる必要があります。また、地域間の連携や、社会福祉協議会などの関係機関・団体とのネットワークづくりを推進します。

⑤ 高齢者の権利擁護

- 高齢者の尊厳を保持するため、高齢者虐待防止法に基づき、広報等を通じて高齢者虐待の防止に向けた啓発に取り組むとともに、地域住民やケアマネージャー等に対し、通報先および通報義務の周知を図り、早期発見に向けた取組みを推進します。

- 認知症などにより、毎日の暮らしの中で福祉サービスの利用手続き、日常のお金の出し入れや支払い、財産の管理などに不安のある方が、安心して生活が送れるよう、社会福祉協議会と連携して、成年後見制度や日常生活自立支援事業の相談、利用手続きの支援を行うとともに、制度や窓口の周知を図り、住み慣れた地域で尊厳ある本人らしい生活が継続できるよう支援します。
- 悪徳商法等のトラブルに巻き込まれないよう、情報提供に努めるとともに、必要に応じて成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用につなげます。

図表 3-1 高齢者の人権問題について、特に問題があると思うこと（3つまで）



4 障がい者の人権

(1) 現状と課題

わが国は 2007 年（平成 19 年）に、障がい者の権利実現のための措置等について定めた「障害者権利条約」に署名し、一連の国内法整備を経て 2014 年（平成 26 年）に批准しました。

「障害者権利条約」では、障がいのある人の地域社会における共生（インクルージョン）、差別の禁止や合理的配慮の提供、包括的な教育（インクルーシブ教育）などの考え方を原則としています。これらの考え方は、「障害者基本法」「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」等の改正や、新しく制定された「障害者差別解消法」に盛り込まれています。

日本における主な法制度は、障害者基本法や障害者差別解消法、バリアフリー法等があり、障がい者の権利の侵害や不当な扱いを無くし、合理的な配慮（負担になり過ぎない範囲で、社会的障壁を取り除くために必要な配慮を行うこと）がなされ、障がい者の人権が守られるよう法整備がされています。障がいのある人が、住み慣れた地域社会の中で安心して快適な生活をするとともに、積極的に社会参加し、障がいのない人と同様の活動ができる社会を実現するためには、障がいや障がい者への理解を促進するとともに、障がい者の自立を支援する保健・医療・福祉サービス等を一層充実していく必要があります。

本町では、「障害者基本法」に基づく障がい者の総合的な計画である「富加町障がい者計画」（第 4 期）、「障害者総合支援法」に基づく障害福祉サービス等の整備に関する「富加町障がい福祉計画」（第 7 期）、「児童福祉法」に基づく障がい児サービスと提供体制に関する「富加町障がい児福祉計画」（第 3 期）に沿って障がい者施策を推進しています。

町民意識調査によると、「特に問題があると思うこと」では「障がいの特性や障がいがある人への理解が不足している。」（58%：前回比 11pt 増）が最も高く、次いで「就労の機会が少なく、また職種も限られるなど、不利な扱いを受けている。」（36%：前回比 6pt 減）となっています。障がい者への理解が不足している一方で、就労については企業の理解や努力が進みつつあるといった結果となりました。

(2) 施策の方向性

① 障がい者の人権を尊重する啓発活動の推進

- 障がいと障がいのある人に関する正しい知識、障がいを理由とした差別の禁止や合理的配慮、インクルージョン等の考え方について広報・啓発に努めます。
- 学校教育を通じて、障がい者への理解を深める取り組みを推進します。

② 障がい者虐待の防止、早期発見、早期対応の推進

- 障がい者虐待防止のための広報を行うとともに、関係機関と連携して虐待の予防、早期発見、早期対応に努めていきます。
- 障がい者虐待防止のため、相談・訪問活動の充実を図ります。

③ 障がい者の社会参加の促進

- ハローワーク等関係機関と協力し、障がい者の雇用促進に関する広報・啓発活動に取り組み、企業等の理解・協力を促進します。
- 障がいのある人が、障がいの種類や程度に応じて、その人の思いや個性、能力が十分に発揮できるよう、就労系の障害福祉サービスの充実を図るとともに、その質の確保に努めます。
- 障がいの有無にかかわらず、すべての人が住み慣れた地域社会で過ごしやすい、安心して暮らすことができるように、ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、建物、道路、交通機関等のバリアフリー化を推進します。
- 障がい者の社会参加を促進するため、障がい者のスポーツ活動や芸術文化活動等の振興に努めます。

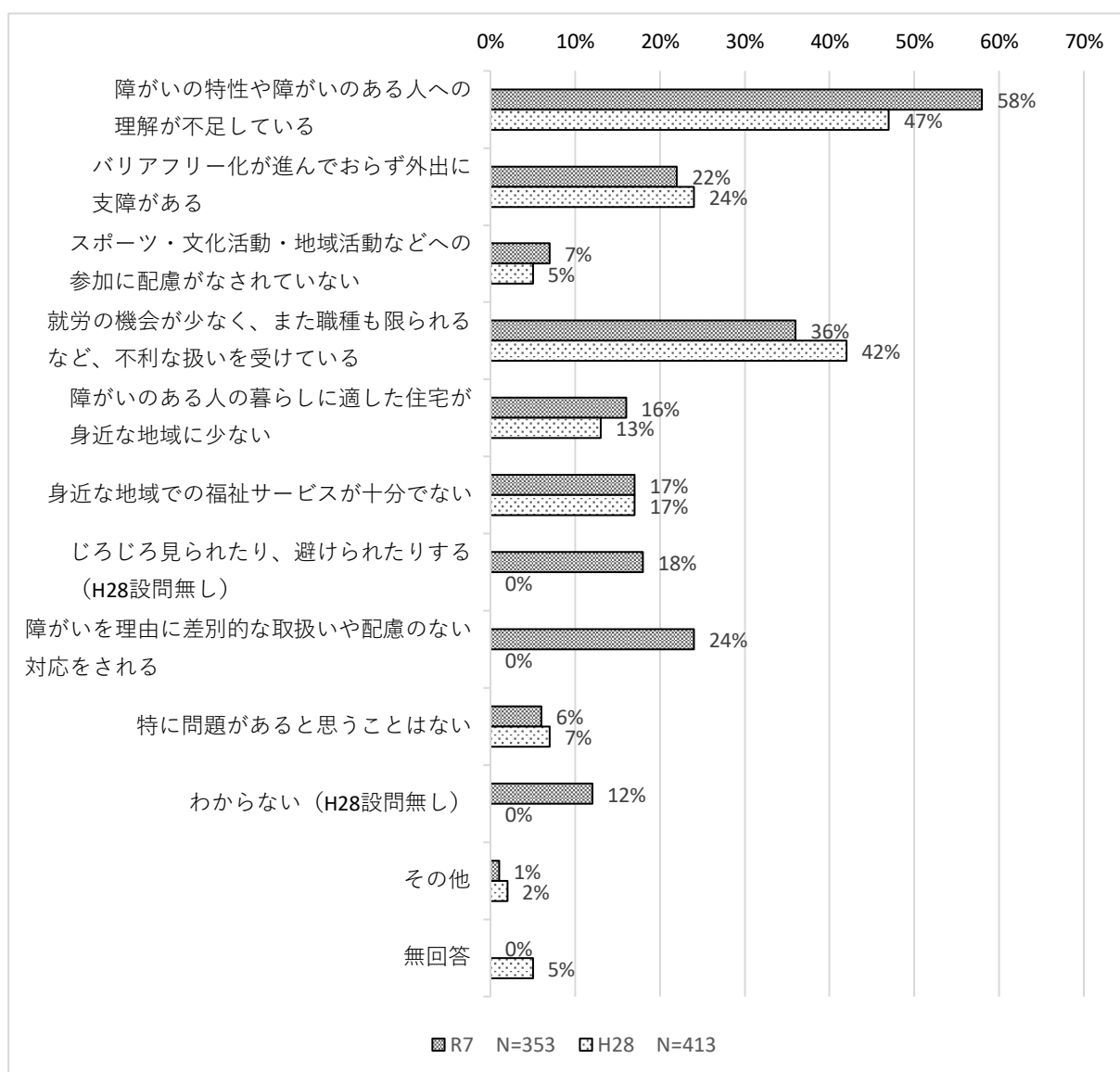
④ 障がい者の権利擁護

- 障害者相談支援事業等により、障がい者の総合的な相談や権利擁護について支援を行います。
- 知的障がいや精神障がいのある人などが、自分の生き方を自己決定・自己選択をするための支援を行います。また、毎日の暮らしの中で福祉サービスの利用手続き、日常のお金の出し入れや支払い、財産の管理などに不安のある人が、安心して生活

が送れるよう、社会福祉協議会と連携して、成年後見制度や日常生活自立支援事業の相談、利用手続きの支援を行うとともに、制度や窓口の周知を図ります。

■悪徳商法等のトラブルに巻き込まれないよう、情報提供に努めるとともに、必要に応じて成年後見制度や日常生活自立支援事業の利用につなげていきます。

図表 4-1 障がい者の人権問題について、特に問題があると思うこと（2つまで）



5 部落差別（同和問題）

(1) 現状と課題

部落差別（同和問題）とは、日本社会の歴史的過程の中で形づくられた身分的差別によって、国民の一部の人々が長い間、経済的、社会的、文化的に身分の低い状態に置かれることを強いられ、同和地区と呼ばれる地域の出身者であることなどを理由にさまざまな不当な差別によって、結婚や就職などの日常生活の上で社会的不利益を受け、人間としての尊厳が傷つけられるという、日本固有の人権問題です。

平成28年には、「部落差別の解消の推進に関する法律」が制定され、相談体制の充実、教育及び啓発を国及び地方公共団体の責務として定められました。

部落差別解消推進法第6条に基づき実施した、部落差別の実態に係る調査の結果によれば、部落差別の実態として、インターネットにおける特定個人や不特定者を対象とする誹謗中傷等の差別表現や、結婚・交際の場面における差別が発生していること、正しい理解が進む一方で偏見・差別意識が依然として残っていること、インターネット上で部落差別関連情報を閲覧した者の一部には差別的な動機が見られることなどが明らかとなっています。

しかし、偏見・差別は依然として残っているのが現状であり、重大な人権問題です。

町民意識調査の結果によると、『部落差別』又は『同和問題』という言葉を知ったことがありますか』では、「聞いたことがある」(69%)、「いずれも聞いたことがない」(31%)、「部落差別又は同和問題といわれるものがどういう内容のものか知っていますか』では、「知っている」(27%)、「何となく知っている」(39%)、「知らない」(34%)、「現在でも部落差別があると思いますか』では、「いまだある」(54%)、「もはや存在しない」(46%)と言葉と差別の存在はそれぞれ半数以上の認識がある結果となりました。

部落差別の解決のためには、住民一人ひとりが部落差別に対し、正しい理解と認識を深め、部落差別は人権問題であるという認識を持つことが必要です。そのためにも、正しい情報の提供と、人権尊重の精神を育むための人権教育・啓発活動を推進することが必要です。

(2) 施策の方向性

① 学校教育における教育・啓発の推進

- 学校における人権教育を推進する中で、部落差別への理解・認識を深め、偏見や差別意識の解消に向けた取り組みを進めます。
- 教職員の人権尊重の理念についての認識が十分に深まるよう、研修への参加等を促進します。

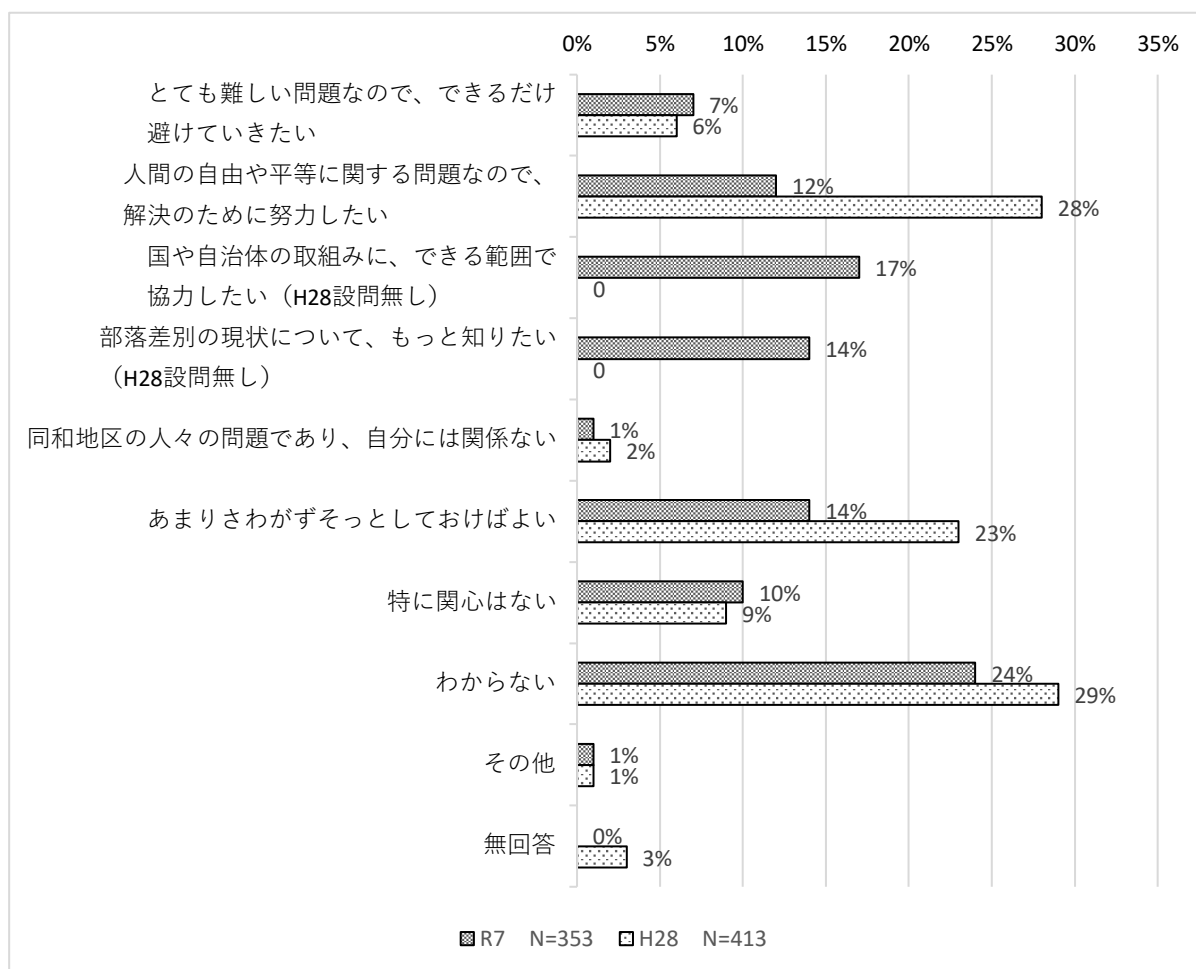
② 広報・啓発活動の推進

- 住民一人ひとりが、部落差別が重大な人権問題であるという認識を持つことができるよう、また、正しい理解と認識を深められるよう、部落差別に関する正しい情報の提供と広報、啓発活動に努めます。

③ えせ同和行為の排除

- えせ同和行為の排除に向けて、国、県等の関係機関と連携して、企業・民間団体等の啓発に取り組みます。

図表 5-1 同和問題についての考え



6 外国人の人権

(1) 現状と課題

令和2年の国勢調査によると、本町に在住している外国人は135人で、外国人比率は2.40%と県内で15番目に高い地域となっています。また、製造業などの外国人雇用のニーズの高まりから、令和7年3月31日現在の住民基本台帳での外国人登録者数は、201人と増加しており、国籍別ではベトナム、ブラジル、インドネシアの順となっています。

国際化時代や就労環境の変化を反映して、地域においても外国人と接する機会が増えています。しかし、国内で生活している外国人には、雇用や入居などの差別が根強く残っているのも現状です。さらに、外国人の言語、文化、社会習慣等の違いについて、相互理解が十分でないため、これに起因する誤解や偏見などがあり、情報が十分でないことなどから地域でのコミュニケーションに問題が発生することもあります。

岐阜県では在住外国人を地域社会を構成する「外国人県民」として認識し、県民がお互いの文化や考え方を尊重しながら、円滑にコミュニケーションを図ることにより、「すべての県民が働きやすく、暮らしやすい地域社会（多文化共生社会）」の実現を目指し、本県における多文化共生を推進するための目標と方向性を明らかにするための基本方針を策定しています。（令和4～8年）また、平成28年6月に本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取り組みの推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）が施行されました。この法律は国籍や人種、民族を理由とした差別意識を助長する行動を防ぐことを目的とし、不当な差別的言動を許さないと宣言しています。

町民意識調査の結果によると、「外国人の人権問題について、特に問題があると思うのはどのようなことですか」では、「外国人についての理解や認識が十分でないこと」（36%）、「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくいこと」（37%）と外国人との相互の理解が不足していることが人権問題に直結しているとの結果でした。また、「外国人の人権を尊重するためには、特にどのようなことが必要だと思いますか」では、「外国人の文化や生活習慣などへの理解を深める」（50%）が最も多く、日本人が外国人を理解することの重要性を感じているとの結果となりました。外国人の習慣や風土を尊重すると同時に、日本で生活する上で外国人自身にも日本の習慣や風土を

理解してもらう努力もまた必要と考えられます。互いの人権を尊重することが、重要であるため、地域社会において、外国人の人権を尊重する啓発活動や学習の場が必要と考えられます。

(2) 施策の方向性

① 多文化共生の推進

- 外国人が参画しやすい地域づくりを進めるため、多文化共生の意識を高めます。
- 生活上の課題（防災、ゴミの出し方、医療等）への支援により、地域で安心して暮らせるよう努めます。

② 国際理解教育・啓発の推進

- 学校教育等において、日本と外国との生活、習慣、行事などの違いや、多様なものの見方や考え方があることなどを理解し、互いに認め合う態度を育成するための教育を推進します。
- 外国人に対する偏見や差別意識を解消するため、社会教育として多様な学習機会の場で人権尊重の意識を高める教育を推進するとともに、啓発活動に努めます。

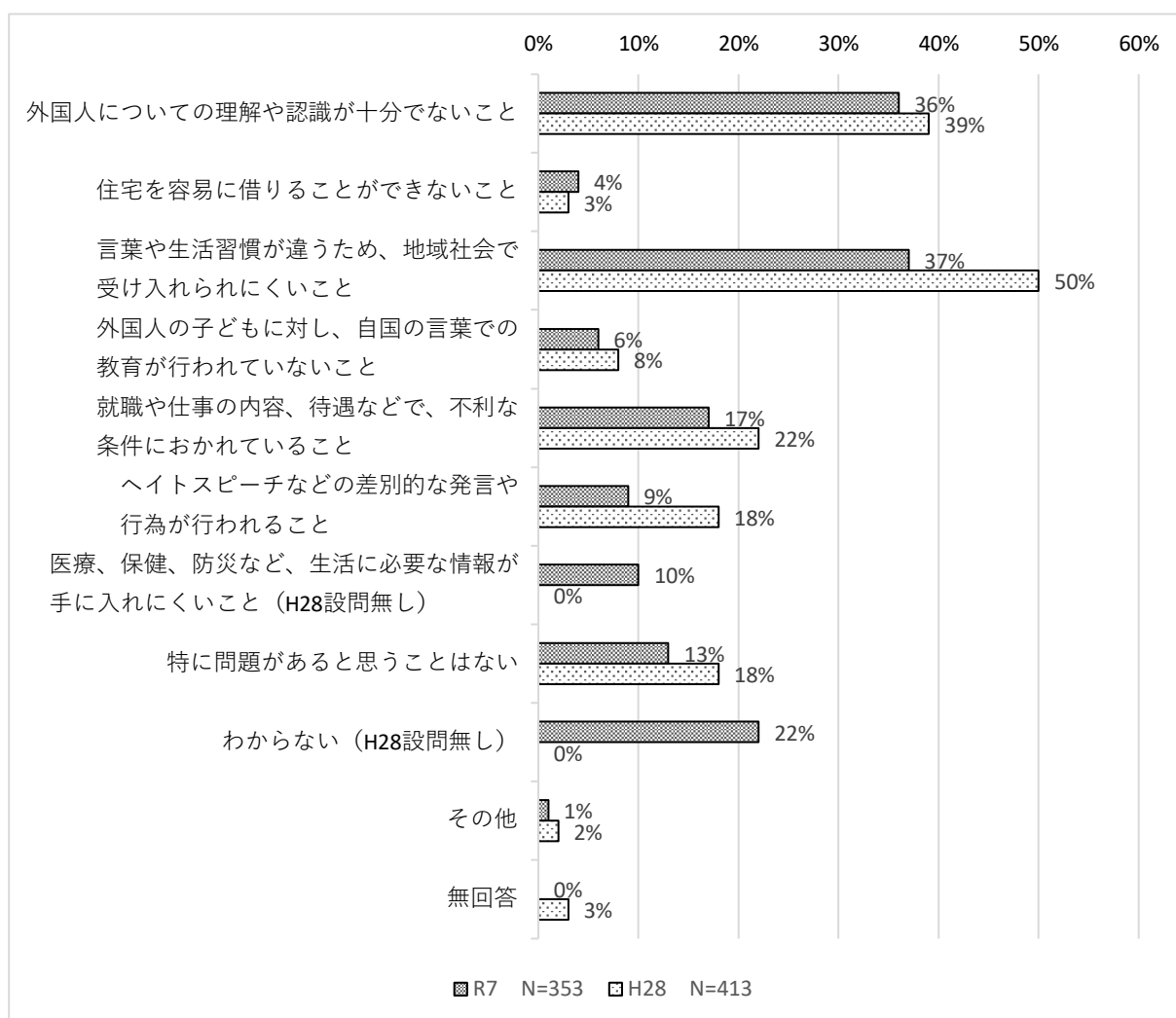
図表 6-1 町内在住外国人の現状（令和7年3月31日現在）

単位：人

韓国、朝鮮	中国	フィリピン	インドネシア	ブラジル	ベトナム	その他	計
2	12	23	27	41	69	27	201

資料：富加町住民課住民係

図表6-2 外国人の人権問題について、特に問題があると思うこと（2つまで）



7 インターネットによる人権侵害

(1) 現状と課題

インターネットは、その便利さから生活に欠かせないツールである一方で、その匿名性や情報発信の容易さから、他人への安易な誹謗・中傷といった差別を助長する表現等の流布や個人のプライバシーに関する情報の無断掲示、フェイクニュースなど、インターネットを悪用した人権やプライバシーの侵害につながる行為が増加し、国際的にも社会的にも大きな影響を及ぼしています。

また、近年はSNS（ソーシャル・ネットワーク・サービス）が浸透し、大人だけでなく子どもにも人権問題が拡大し、SNSが子どものいじめの温床となったり、子どもが巻き込まれる犯罪の要因になっていると考えられています。

平成21年に総務省が「違法・有害情報相談センター」を設置し、各種の相談を受け付けています。また、令和7年4月にプロバイダ責任制限法が「情報流通プラットフォーム対処法（改正プロバイダ責任制限法）」となり、人権侵害に対する法整備が進んでいます。その他、また、民間機関のセーフティーインターネット協会への連絡や警視庁のインターネット・ホットラインセンターといった削除連絡や要請の依頼先もあります。

今後も、関係省庁や通信事業者等が連携した適切な対応が求められます。

町民意識調査の結果によると、「インターネットによる人権侵害について、特に問題があると思うのはどのようなことですか」に対して、「他人を誹謗中傷する表現や差別を助長する表現などの人権を侵害する情報を掲載すること」（61%）が最も高くなっています。正誤が不透明な情報や無断で記載された個人情報、過去の犯罪歴や悪ふざけの記録が掲載され続けること（デジタルタトゥー）について問題があると感じている結果となりました。

(2) 施策の方向性

① インターネットによる人権侵害を防止するための啓発の推進

- 住民一人ひとりが、個人のプライバシーや名誉について正しく理解し、人権意識を持って情報の収集・発信における個人の責任やモラルを守りインターネットを利用するよう啓発活動に取り組みます。

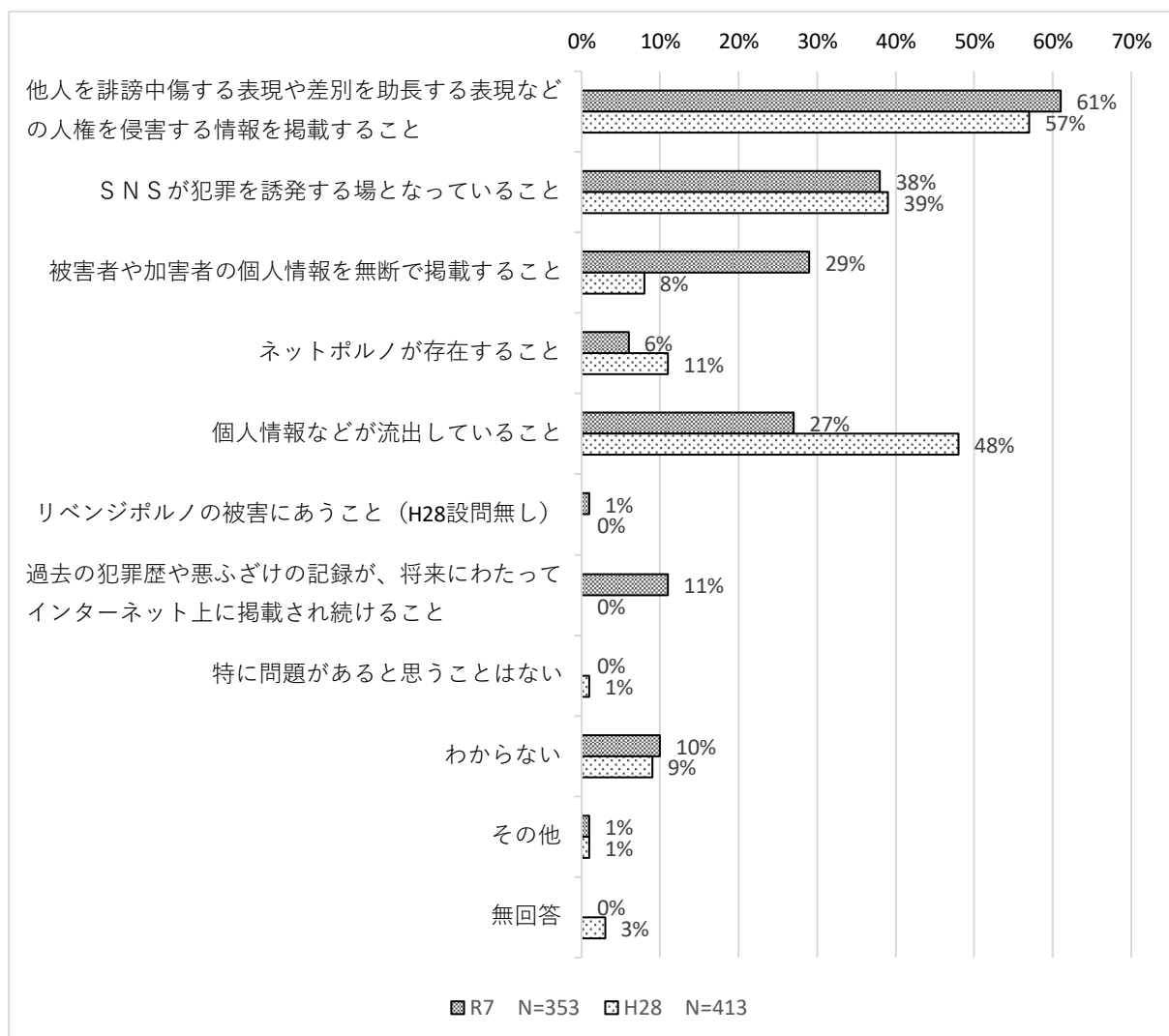
② インターネットに書き込まれた人権侵害への対応

- インターネットに書き込まれた人権侵害にあたる情報について、法務局や県教育委員会などの関係機関と連携し、サイトの管理人であるプロバイダ等に削除要請できることを啓発するなど適切な対応に取り組みます。

③ 安心・安全なインターネット利用の促進

- 学校教育の中で、インターネットやSNSによるいじめやトラブル、投稿によるデジタルタトゥーなどから子どもを守るための情報モラル教育を推進します。
- インターネット利用のルールを決めるなど、家庭における情報モラル教育の充実が図られるよう、PTAと協力して、保護者を対象とした教育・啓発を推進します。

図表7-1 インターネットによる人権問題について、特に問題があると思うこと
(2つまで)



8 感染症患者等の人権

(1) 現状と課題

医学的な不理解等による過度な危険意識が、感染症患者等（HIV感染者・ハンセン病回復者、新型コロナウイルス感染症等）への偏見や差別につながっているケースが依然としてみられます。

HIV（ヒト免疫不全ウイルス）は感染力の弱いウイルスで、正しい知識を持てばほとんど予防可能な病気です。また、HIVに感染しても、医学の進歩によりエイズの発症を遅らせたり、延命を図る治療方法が確立されています。

しかし、HIV感染者やエイズ患者についての正しい知識と理解不足から、偏見や差別が生まれ、社会生活のさまざまな場面で人権問題が生じています。

住民一人ひとりがHIV・エイズに関する正しい知識を深めると同時に、感染者や患者に対する偏見や差別をなくし、安心して医療を受け、暮らすことができる社会づくりを推進する必要があります。

また、ハンセン病は、らい菌によっておこる細菌感染症ですが、感染したとしても発症することは極めてまれであり、仮に発病しても、現代においては治療法が確立しており、早期発見・早期治療により完治する病気です。

ハンセン病は過去において特殊な病気と見なされ、強制隔離政策がとられてきたことから、患者や回復者、さらにその家族にまで人権問題が及んでいます。平成21年に「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律」の施行により、各種施策が実施されてきましたが、今もなお差別や偏見といった問題が解消したとはいえません。

また、新型コロナウイルス感染症の感染は収束しつつありますが、患者やその家族、さらには医療従事者に対しても偏見や差別が生じたことは今も忘れ難い事実です。こうした感染症については、医学的な対応を強化するとともに、患者やその家族等への偏見や差別などが生じないように、正しい情報を関係機関や情報発信者が協力し啓発していく必要があります。

(2) 施策の方向性

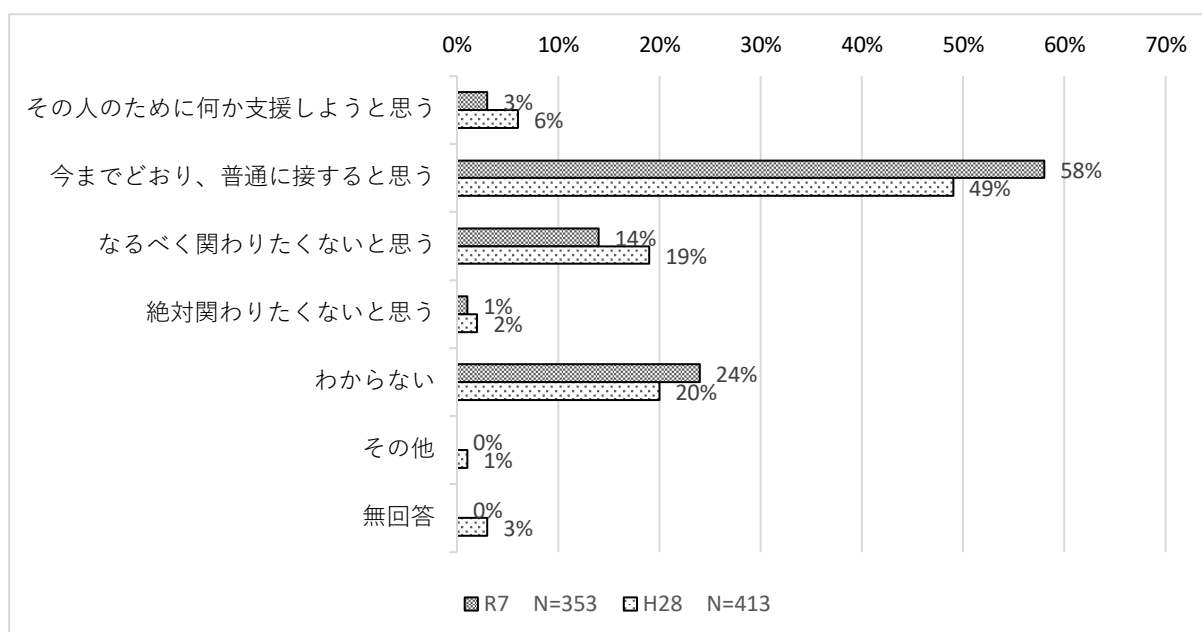
① 偏見や差別意識を解消する意識啓発

■人権教育・啓発活動において、感染症患者も含めさまざまな人権問題を取り上げて問題提起し、住民が考えるきっかけづくりをするなど、偏見や差別意識を解消する啓発活動の充実・強化に努めます。

② 学校教育、社会教育における学習の充実

■学校教育や社会教育の場において、HIV、ハンセン病や新型コロナウイルス感染症などについての正しい理解を促す学習等を充実し、感染症患者等の人権を尊重できる意識づくりに努めます。

図表 8 - 1 職場や地域に感染症患者等がいる場合の接し方



9 刑を終えて出所した人の人権

(1) 現状と課題

刑を終えて出所した人、逮捕・拘留後に釈放された人、さらにその家族に対する社会の対応は厳しいものがあります。社会復帰をめざす場合にも、就職や住まいを確保することが難しいことから、社会復帰を困難にしているケースがみられ、犯罪や非行を繰り返す再犯者の割合が増えてきています。罪を犯した人が社会において孤立することなく、再び社会の構成員の一員になることを支援するため、平成28年に「再犯の防止等の推進に関する法律」が施行されました。安全で安心して暮らせる地域づくりのために、地域社会の理解と協力が求められています。

町民意識調査の結果によると、「罪や非行を犯した人が、罪をつぐなって社会復帰を図ろうとした場合、どのような問題があると思いますか。」に対して、「更生した人たちに対する誤った認識や偏見が存在していること」(44%)、「就職することが難しく、経済的な自立生活が営めないこと」(45%)と高くなっており、社会復帰を目指す人が精神的にも経済的にも追い詰められてしまう可能性を示す結果となりました。

本町にもこうした人たちが社会復帰できるように自立支援、更生保護活動を行っている民間ボランティアの方たちがみえますが、調査では「更生保護活動をする人が立派だと思うが、自分ではできない」(44%)と半数近くを占めており、支援活動の難しさと活動をしている人への敬意を示す回答となりました。

(2) 施策の方向性

① 「社会を明るくする運動」の推進

- 法務省が主唱する矯正・更生保護に関する啓発活動である「社会を明るくする運動」を関係機関や保護司会などの団体と協力して推進し、犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域社会をめざします。

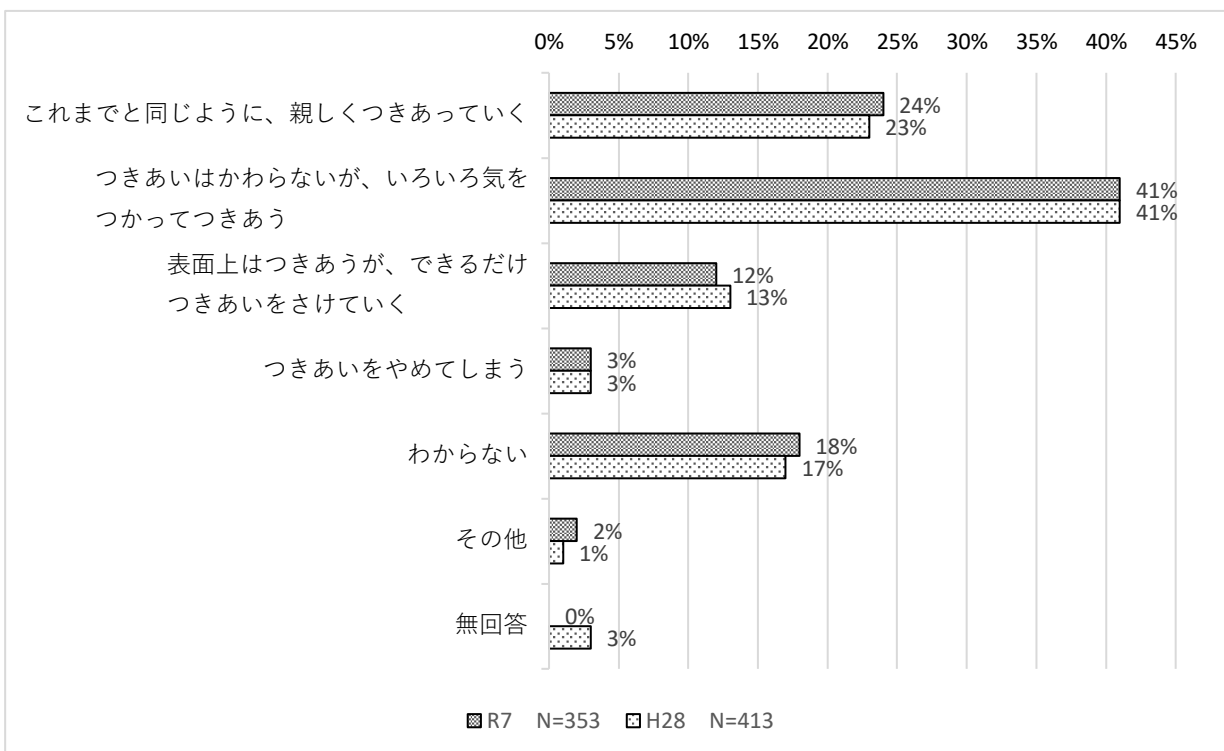
② 偏見や差別意識を解消する意識啓発

- 人権教育・啓発活動において、刑を終えて出所した人も含めさまざまな人権問題を取り上げて問題提起し、住民が考えるきっかけづくりをするなど、偏見や差別意識を解消する啓発活動の充実・強化に努めます。

③ 社会復帰を目指す人への支援

■本町では第4期富加町地域福祉計画・地域福祉活動計画における富加町再犯防止推進計画に基づき、社会復帰を目指す人について理解を深めます。そのための住民理解を得るための啓発活動、更生保護活動を行う協力者への支援、必要な保健医療、福祉サービスの利用につなげるための相談・支援体制の強化に努めます。

図表9-1 日頃親しくしている人が、刑を終えて出所した人だとわかったときの対応



10 犯罪被害者等の人権

(1) 現状と課題

犯罪被害に遭われた方やその家族・ご遺族の方（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命を奪われ、家族を失い、負傷を負わされ、財産を奪われるといった直接的な被害に加え、行き過ぎた報道等により、その名誉や生活の平穏が害されるなどの人権侵害が問題化しています。

国では、こうした犯罪被害者等の権利利益の保護が図られる社会を実現させるため、平成16年に「犯罪被害者等基本法」を制定し、これに基づく「犯罪被害者等基本計画」を策定して各種施策を推進しています。また、法テラスによる犯罪被害者支援といった相談窓口も設置されています。

本町では、犯罪被害者等が受けた被害の回復や軽減を図るため、平成30年に「富加町犯罪被害者等支援条例」を施行し、犯罪被害者等の支援を行う施策を実施しています。

(2) 施策の方向性

① 広報啓発活動の推進

■犯罪被害者等が、犯罪等により受けた被害から立ち直り、再び地域において平穏に過ごせるようになるため、地域のすべての人々の理解と配慮が得られるよう広報啓発活動を推進します。

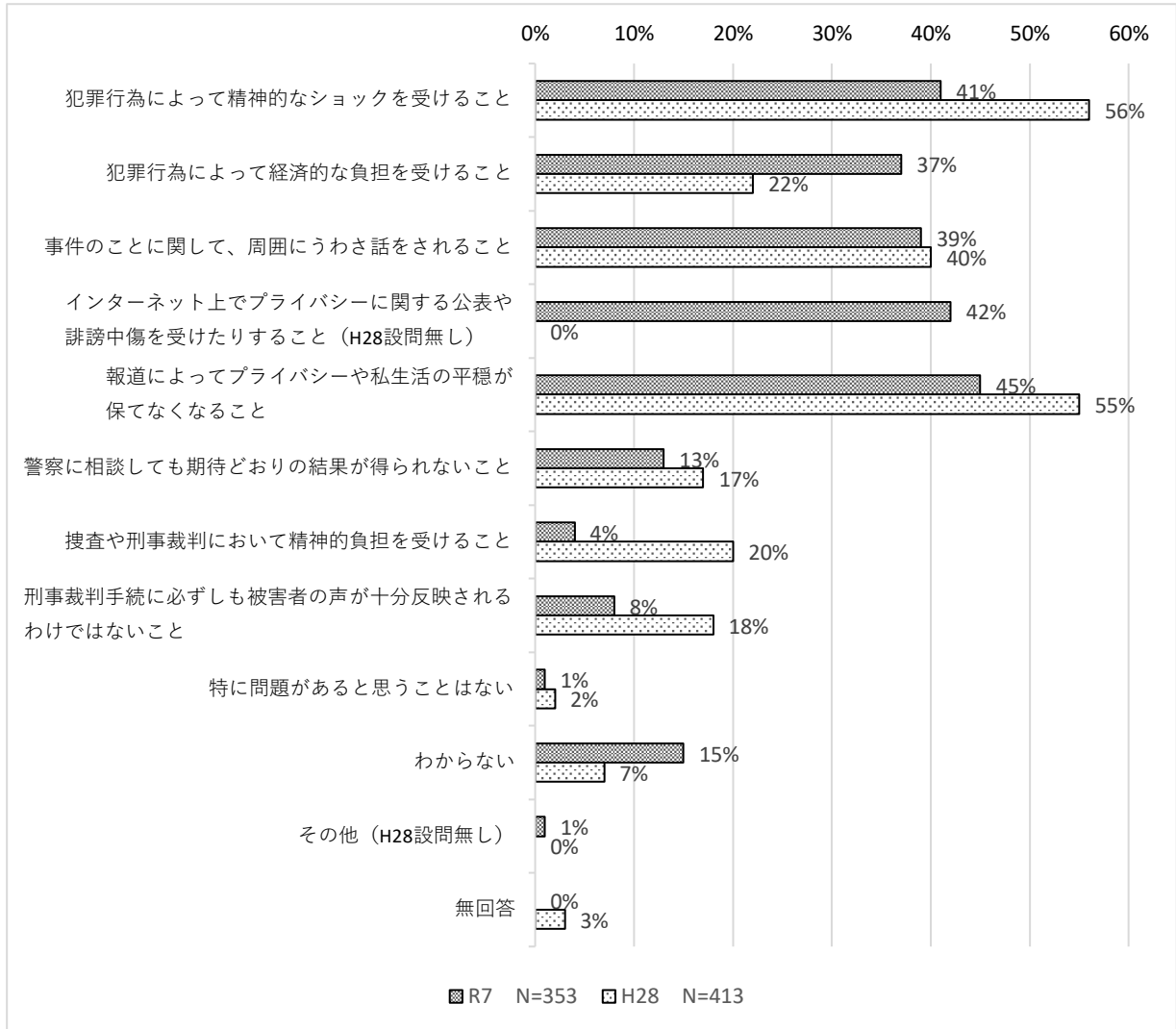
② 相談機関の周知

■犯罪被害者等が平穏な日常生活を営むことができるよう「公益社団法人ぎふ犯罪被害者支援センター」や「ぎふ性暴力被害者支援センター」などの専門相談機関の周知を図ります。

③ 精神的・経済的支援

■犯罪被害者等が犯罪等により受けた被害を回復し、その負担を軽減することができるように関係機関と連携・協力し被害が最小となるよう努めます。

図表 10-1 犯罪被害者等の人権問題について、特に問題があると思うこと
(3つまで)



11 性的少数者の人権

(1) 現状と課題

同性愛等の性的指向の人や生物学的な性と自己認識の性（からだの性とこころの性）が一致しない人は、それらを理由として、偏見・差別や性の区分を前提にした社会生活上の制約を受けるなど、さまざまな問題に苦しんでいます。近年、LGBTQという言葉の認知が高まりつつありますが、性的指向や性自認について少数者である人々は、偏見や差別を恐れて相談ができず、悩みを抱えている場合があります。

国においては、平成16年に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」が施行され、一定の条件を満たす場合には、家庭裁判所で戸籍上の性別を変更することが可能となるなど、取り巻く環境の改善が図られていますが、性的少数者に対する認知が十分とはいえ、性的少数者についての理解を深め、これらの人々の人権が尊重される社会の実現に向けた教育・啓発活動が求められています。また、令和5年6月に「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」が公布・施行されました。近年、認知されつつありますが、依然として国民の理解が十分でない現状に鑑み、施策の推進に関し、基本計画の策定その他の必要な事項を定めることにより、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に寛容な社会の実現に資することを目的とした法制度となっています。

町意識調査の結果によると、「性的少数者の人権問題について特に問題があると思うのはどのようなことですか」に対して、「性的少数者に対する社会的理解が低いため、世間から誤解を受けたり、好奇の目又は偏見の目で見られたりする」(42%)、次点で「わからない」(29%)、「性的少数者への人権問題を解決するためには、特にどのようなことが必要だと思いますか」に対して、「性的少数者に関する正しい理解を深めるための教育・啓発広報活動を推進する」(33%)、次点「わからない」(28%)が高くなっています。性的少数者の情報がニュースやオリンピックなどで注目され、法整備も進みつつありますが、社会の理解が途上段階であることがわかる結果となりました。

(2) 施策の方向性

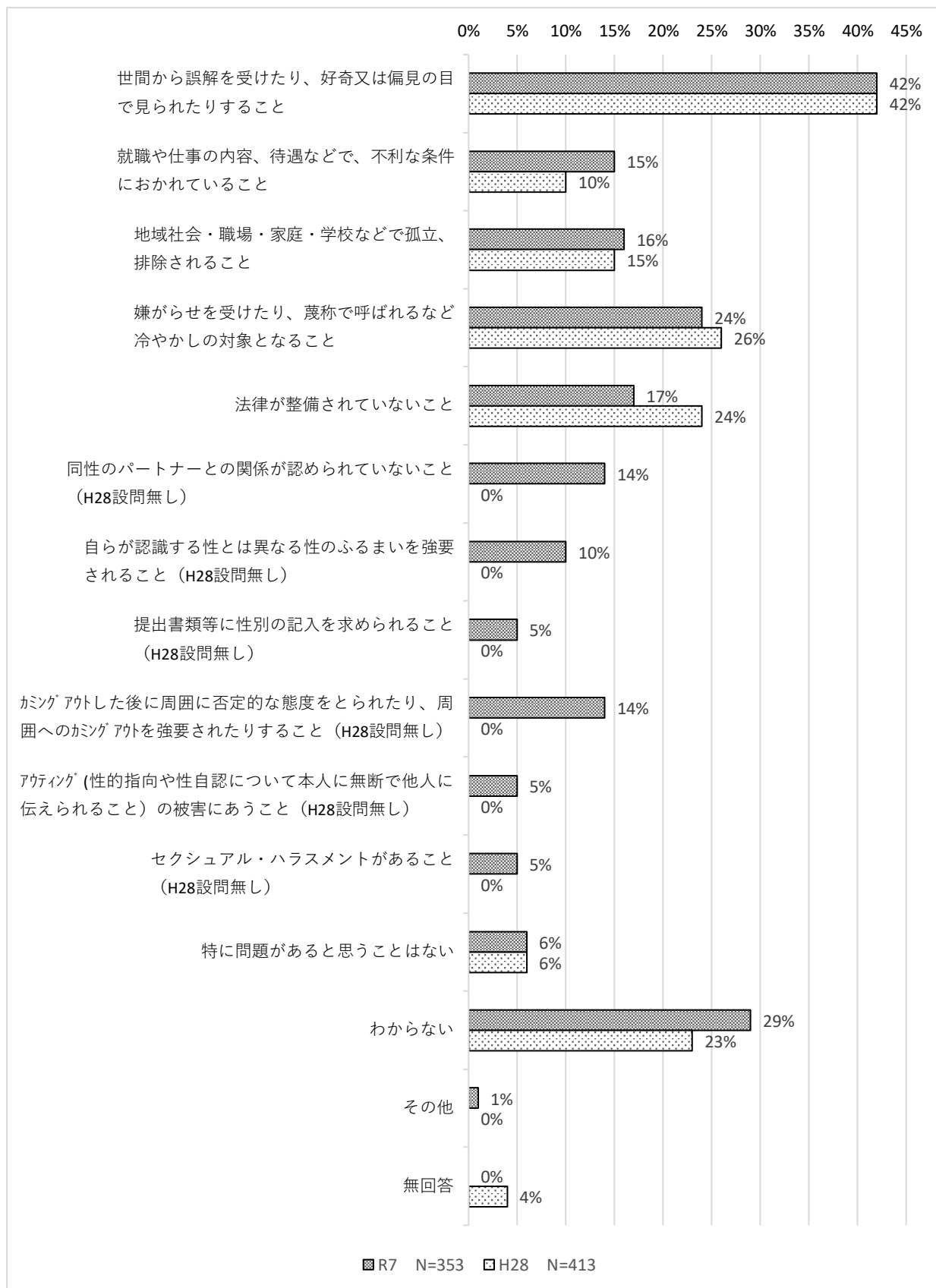
① 偏見や差別を解消する意識啓発

- 性的少数者に対する認識や理解を深め、偏見や差別の解消に向けた啓発活動を推進していきます。
- 文部科学省の作成した「性同一性障害や性的指向・性自認に係る、児童生徒に対するきめ細かな対応等の実施について」の手引きを活用して、教職員が正しく理解し、適切に対応できるよう研修を行います。

② 相談体制の充実

- 性的少数者が抱える悩みを気軽に相談できるよう、相談体制の充実を図っていきます。

図表 1 1 - 1 性的少数者の人権問題について、特に問題があると思うこと（2つまで）



12 さまざまな人権問題

前記1～11以外にも、ホームレス、アイヌの人々、北朝鮮当局による拉致問題、人身取引、災害に起因する人権侵害、個人情報保護など、さまざまな人権問題があり、時流によって新たな人権問題にも焦点が当てられます。

人権週間における啓発活動などにおいて、こうしたさまざまな分野の人権問題を取り上げて問題提起し、考えるきっかけづくりをするなど、偏見や差別意識の解消や相互理解を深めるための啓発活動を推進します。

用語解説集

【ア行】

★ISO26000(p3)

企業をはじめとする自治体、学校、病院、NPOなど、組織が社会の一員として社会に果たすべき役割と責任に関する国際規格のことをいいます。ISO（国際標準化機構）が2010年(平成22年)11月に発行しました。第三者認証を目的としておらず、望ましい姿を示し、実行の参考にしてもらう手法をとっている点が特徴です。

社会的責任を果たすための指針として「説明責任、透明性、倫理的行動、利害関係者（消費者、従業員、株主・投資家、取引先、政府、NGO・NPO、地域社会など）の利害の尊重、法令遵守、国際規範の尊重、人権の尊重」の7つの原則などが掲げられています。

人権に関しては、各組織が、その影響がおよぶ範囲を含めて、直接的・間接的に人権を侵害することがないように、組織全体として責任を負うことが重要です。

★違法・有害情報相談センター(p36)

インターネット上の違法・有害情報に関するトラブルの解決に向けた適切な対応を行うために、2009年(平成21年)8月に総務省が設置した相談窓口です。

電気通信事業者、サイト管理者、学校関係者、監視事業者、各消費者相談窓口の相談員等からの相談を受け付け、対応に関するアドバイスや関連の情報提供等を行なっています。

相談内容は、インターネット環境における違法・有害情報および安心・安全に関わる相談や疑問などで、具体的には、著作権侵害、誹謗中傷、名誉毀損、人権問題、自殺などに関する書き込みへの対応や削除方法、その他トラブルに関する対応方法などが挙げられます。

★インクルーシブ教育(p27)

学校教育の現場、特に初等教育や中等教育段階において、障がいのある子どもが大半の時間を障がいのない子どもと共に通常の学級で包括的な教育を受けることをいいます。

★エイズ（AIDS）(p39)

ヒト免疫不全ウイルス（HIV）（Human Immunodeficiency Virus:ヒト免疫不全ウイルス）の感染により、生きていくために必要な身体の抵抗力（免疫）が壊されて免疫機能が働かなくなる病気です。正確には「後天性免疫不全症候群」（Acquired immune deficiency syndrome）といいます。

★HIV感染者(p39)

エイズ（後天性免疫不全症候群）の原因となるHIVに感染したが、エイズ特有の症状が出ていない人のことを言います。HIVに感染しても、すぐにエイズを発症するわけではありません。感染から発症まで6か月から10年以上の潜伏期間があるといわれています。また、HIVは感染力の弱いウイルスで、日常生活では感染しないこと、感染経路も特定されており、どのように感染するかなどを理解すれば、過度に恐れる必要はありません。

★えせ同和行為(p31)

同和問題は怖い問題であり避けた方がよいとの誤った意識に乗じて、あたかも同和問題の解決に努力しているかのように装い、同和の名の下に様々な不当な利益や義務なきことを要求する行為をいいます。えせ同和行為は、これまで培われてきた教育や啓発の効果を覆し、同和問題に対する誤った意識を植え付けるという悪影響を生じさせるなど、問題解決の大きな阻害要因となっており、毅然とした態度で対処することが望まれます。

★LGBTQ（エル・ジー・ビー・ティ・キュー）(p45)

次の言葉の頭文字をとった言葉で性的少数者の総称の一つ。

L（Lesbian 女性の同性愛者）、

G（Gay 男性の同性愛者）、

B（Bisexual 両性愛者）、

T（Transgender 体の性と心の性に違和感がある人）

Q（Questioning 確信が持てない人）

この他にもAsexual（無性愛）、Pansexual（全性愛）、Intersex（身体的に男女の区別がつきにくい人）など様々な人がいることから「LGBTs」等と呼ばれることもあります。

また、性的指向と性自認の英語訳「Sexual Orientation and Gender Identity」の頭文字をとって、「SOGI」と表されることもあります。→「性自認」、「性的指向」参照

【力行】

★ぎふ性暴力被害者支援センター（Tel 058-215-8349）(p43)

性暴力被害者に対し、被害直後からの総合的な支援を可能な限りワンストップで提供することにより、被害者の心身の負担を軽減するとともに、被害の潜在化を防止することを目的とした機関です。

★国際人権規約(p3、4)

①「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約又はA規約）」、②「市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約又はB規約）」、③自由権規約の議定書から成り立つものです。我が国は、①及び②の2つの規約について、1979年（昭和54年）6月に批准しています。

【サ行】

★JKビジネス(p15)

繁華街を中心に女子高校生等（JK）によるマッサージ、会話やゲームを楽しませるなどの接客サービスを売り物とする営業が見られ、JKビジネスと呼ばれています。

一見すると問題のないアルバイト先に見える場合でも、女子高校生等が客から児童買春等の被害に遭うなどのケースが目立っており、安易に働くことはとても危険です。

★持続可能な開発に関する2030アジェンダ

2015年9月25日の国連総会で採択された国際社会共通の目標・行動計画（アジェンダ）で、2030年までの新たな持続可能な開発の指針として策定されました。「持続可能な開発目標」(Sustainable Development Goals: SDGs) を中核とします。単に2030アジェンダ（2030 Agenda）ともいいます。項目は次の17項目になります。1.貧困、2.飢餓、3.

健康な生活、4.教育、5.ジェンダー平等、6.水、7.エネルギー、8.雇用、9.インフラ、10.不平等の是正、11.安全な都市、12.持続可能な生産・消費、13.気候変動、14.海洋、15.生態系・森林、16.法の支配等、17.パートナーシップ。

★児童の権利に関する条約(p3、4、18)

子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目指して1989年(平成元年)11月に国連総会で採択された条約で、わが国も、1994年(平成6年)4月に批准しています。

この条約は、子どもの生存、発達、保護、参加の権利を実現するための具体的事項を規定しています。

★社会を明るくする運動 (p12)

すべての国民が、犯罪や非行の防止と罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場において、力を合わせ、犯罪や非行のない明るい社会を築こうとする全国的な運動です。

★障害者権利条約(障害者の権利に関する条約) (p27)

障がい者の人権及び基本的自由の享有を確保し、障がい者固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、2006年(平成18年)12月国連総会において採択されました。わが国も2014年(平成26年)に批准しました。

この条約には、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がいのある人の社会への参加・包容の促進、条約実施の監視枠組みの設置等について規定されています。

★情報流通プラットフォーム対処法(改正プロバイダ責任制限法)(p36)

特定電気通信による情報の流通(SNS、掲示板の書き込み等)によって権利の侵害があった場合について、特定電気通信役務提供者(プラットフォーム事業者、プロバイダ、サーバの管理・運営者等。以下「プラットフォーム事業者等」といいます。)の損害賠償責任が免責される要件を明確化するとともに、プラットフォーム事業者等に対する発信者情報の開示を請求する権利、発信者情報開示命令事件に関する裁判手続について定め、あわせて、侵

害情報送信防止措置の実施手続の迅速化及び送信防止措置の実施状況の透明化を図るための大規模特定電気通信役務提供者（大規模プラットフォーム事業者）の義務を定めた法律です。

★女子差別撤廃条約（女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約）(p3、4)

あらゆる領域における女性の差別撤廃を目的として、1979年(昭和54年)の国連総会で採択された条約で、わが国も1985年(昭和60年)に批准しています。

この条約では、国が正しい形で発展するために、また、世界の福祉・平和を築き上げるために、女性が男性と平等の条件であらゆる分野に最大限参加することが必要であるとし、そのために必要な措置が示されています。特に、社会及び家庭における男性の伝統的役割及び女性の役割を変更することが、男女の平等の達成のために必要であると強調されています。

★人権関係諸条約(p3)

人権擁護のための世界の取り組みは盛んになっており、我が国も、国際的に重要な役割を果たすことが期待されています。我が国が締結している主な条約は次のとおりです。

- ・国際人権規約

経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）

市民的及び政治的権利に関する国際規約（自由権規約）

- ・あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約（人種差別撤廃条約）
- ・女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（女子差別撤廃条約）
- ・拷問及び他の残虐な、非人道的な又は品位を傷つける取扱い又は刑罰に関する条約
- ・児童の権利に関する条約（児童権利条約）
- ・強制失踪からすべての者の保護に関する国際規約（強制失踪条約）
- ・障害者の権利に関する条約（障害者権利条約）
- ・国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約（ハーグ条約）

★人種差別撤廃条約（あらゆる形態の人種差別の撤廃に関する国際条約）(p3)

締約国が人権及び基本的自由の十分かつ平等な享有（生まれながらにして持っているこ

と)を確保することを目的に1965年(昭和40年)12月に国連の総会において採択されました。我が国は、1995年(平成7年)12月に、この条約に加入しました。

この条約は、あらゆる形態の人種差別を撤廃する政策及びあらゆる人種間の理解を促進する政策をすべての適当な方法により遅滞なくとること等を内容としています。

★性自認 (Gender Identity) (p2、45、46)

自分の性をどのように認識しているのか、どのような性のアイデンティティ(性同一性)として持っているかということです。「心の性」といわれることもあります。

多くの人は、「心の性」と「身体の性」が一致していますが、この両者が一致せず、自身の身体への違和感を持つ人たちもいます。

性的指向も含めた性的少数者の総称として「LGBT」や「SOGI」と表現されることもあります。→「LGBTQ」参照

★性的指向 (Sexual Orientation) (p2、45、46)

人の恋愛・性愛がいずれの性別を対象とするかを表すものです。具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛(ヘテロセクシャル)、同性に向かう同性愛(ホモセクシャル)、異性・両性両方に向かう両性愛(バイセクシャル)などを指します。

性自認も含めた性的少数者の総称として「LGBT」や「SOGI」と表現されることもあります。→「LGBT」参照

★性的少数者 (p45、46)

「性的少数者」とは、異性愛を規範とする社会において、同性愛者(レズビアン/ゲイ)、両性愛者(バイセクシュアル)、性同一性障害者など、性のあり方が多数派とは異なる人々を指す言葉です。レズビアン/ゲイ/バイセクシュアル/トランスジェンダー(心の性と身体の性が一致していない状態)の頭文字をとってLGBTといわれることもあり、英語では「Sexual Minority」と呼ばれ、日本では「性的マイノリティ」とも呼ばれます。

★成年後見制度(p24、26、28、29)

認知症の高齢者や知的・精神障がいのある人など判断能力が十分でない人を支援するため

の法律上の制度をいい、大きく分けると、法定後見制度と任意後見制度の2つがあります。法定後見制度では、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等が本人を代理して契約などの法律行為等をしたりすることにより、本人を保護、支援します。

★セクシュアル・ハラスメント（セクハラ：性的いやがらせ）（p15）

相手の意に反した性的な発言や言動で、身体への不必要な接触、性的関係の強要、性的な噂の流布、衆目にふれる場所でのわいせつな写真等の掲示、性的な冗談やからかいなど、相手を不快にさせる様々な行為をいいます。

なお、厚生労働省が示す「セクハラ指針」が2016年（平成28年）8月に改正され、性的少数者に対する職場におけるセクシュアルハラスメントもセクハラ指針の対象となる旨が明確化されました。

★SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）（p2、8、18、20、36、37）

限られた利用者だけが参加できるインターネット上の会員制サービスのことをいいます。インターネット上で友人同士、同じ趣味を持つ人や近隣地域の利用者が集まったりと、ある程度閉ざされた世界にすることで、密接な利用者間のコミュニケーションを可能にしています。代表的なものはInstagram、TikTok、X、Facebook、LINEなどがあります。

【夕行】

★デジタルタトゥー（p36、37）

インターネット上の電子掲示板・ブログ・SNSなどに書き込んだコメントや、アップロードした動画や画像が本人の意図に反して拡散されると、完全に削除することが非常に困難であるため、結果的に「半永久的に残り続けること」を指します。さらに、日常的な行動の結果として記録される、位置情報、顔認識、検索履歴、閲覧・視聴履歴、その他のデジタルデータも、恒久的に蓄積されていくものであり、デジタルタトゥーの一種とされています。

肌に刻印する「入れ墨（タトゥー）」を完全に消すのが難しいのとよく似ていることに由来します。

★ドメスティック・バイオレンス（DV）(p4、14、15)

夫婦や恋人など親密な間柄にある男女間において、加えられる身体的、精神的・性的な暴力をいいます。殴る、蹴るといった物理的な暴力だけでなく、脅し、ののしり、無視、行動の制限・強制、苦痛を与えることなども含まれた概念をいいます。

【ナ行】

★日常生活自立支援事業(p26、28、29)

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者等のうち判断能力が不十分な方が地域において自立した生活が送れるよう、利用者との契約に基づき、福祉サービスの利用援助等を行うものです。

【ハ行】

★ハラスメント(p2、11)

嫌がらせ、いじめといった意味で、職場では、他の者を不快にさせる性的な言動であるセクシュアル・ハラスメントや職務上の地位や優位性を背景に精神的・身体的苦痛を与えるパワーハラスメント（関連解説参照）、妊娠出産等を理由に不利益な扱いをするマタニティ・ハラスメントなどがあります。P59、60に各種ハラスメントについて記載しております。

★ハンセン病(p4、39、40)

1873年（明治6年）にノルウェーのハンセン博士により発見された「らい菌」による慢性の細菌性感染症です。しかし、感染力は極めて弱く、仮に発病した場合でも治療法が確立された現在では、早期発見、早期治療により短期間で治癒する病気です。

★プロバイダ責任制限法(p36)

インターネットや携帯電話の掲示板などで誹謗中傷を受けたり、個人情報に掲載されたり

して、個人の権利が侵害されるなどの事案が発生した場合、プロバイダ事業者や掲示板管理者などに対して、これを削除するよう要請しますが、事業者側がこれらを削除したことについて、権利者からの損害賠償の責任を免れるというものです。また、権利を侵害する情報を発信した者の情報の開示請求ができることも規定しています。

「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」（平成13年11月30日法律第137号）のことを言います。

★ハイトスピーチ(p2、33)

特定の個人や集団、団体などの人種、国籍、宗教、民族的な文化などを差別的な意図をもって攻撃、脅迫、侮辱し、扇動する言動などをいいます。

2016年（平成28年）6月に施行された「ハイトスピーチ解消法」では、「専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するものに対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。」と規定しています。

【マ行】

★マタニティー・ハラスメント(マタハラ)(p15)

働く女性が妊娠・出産に関連し職場で受けるいじめ、嫌がらせのことをいいます。

【ヤ行】

★ユニバーサルデザイン(p28)

2002年（平成14年）12月に策定された国の障害者基本計画では、「バリアフリーは障がいによりもたらされるバリア（障壁）に対処するとの考え方であるのに対し、ユニバーサルデザインはあらかじめ、障がいの有無、年齢、性別、人種等にかかわらず多様な人々が

利用しやすいよう都市や生活環境をデザインする考え方」と定義しています。

また、2017年（平成29年）2月に「ユニバーサルデザイン2020行動計画」が策定されました。同計画では、共生社会の実現に向け国民の意識やそれに基づくコミュニケーション等個人の行動に向けて働きかける取組（「心のバリアフリー」分野）とユニバーサルデザインの街づくりを推進する取組（街づくり分野）を2本の柱として取り組むこととしています。

参考 各種ハラスメント

他にもさまざまなハラスメントがあります。

名称	内容
アカデミックハラスメント（アカハラ）	大学教授が生徒にする嫌がらせ行為
アルコールハラスメント（アルハラ）	無理にお酒を飲ませようとする行為
育児ハラスメント（イクハラ）	育児中に受ける不当な扱いや嫌がらせ
エアーハラスメント（エアハラ）	空気を読まない発言で場の雰囲気悪くする行為
エアコンハラスメント（エアハラ）	エアコンの温度・使用に関するハラスメント
エイジハラスメント（エイハラ）	中高年の社員などに年齢での悪口を言う行為
エレクトロニックハラスメント（エレハラ）	電磁波や低周波音などを利用した嫌がらせ
エンジョイハラスメント（エンハラ）	楽しむことを強要すること
お菓子ハラスメント（オカハラ）	お菓子を配らない、食べるのを強要するなど
時短ハラスメント（ジタハラ）	労働時間の短縮による嫌がらせ
終われハラスメント（オワハラ）	内定と引き換えに就活を終わらせようとする行為
家事ハラスメント（カジハラ）	家事に対するダメ出し・過小評価
カスタマーハラスメント（カスハラ）	消費者が悪質なクレームをする行為 (別名：クレーマーハラスメント)
カラオケハラスメント（カラハラ）	カラオケでムリヤリ歌わせようとする行為
キャンパスハラスメント（キャンハラ）	大学のキャンパス内で起きるハラスメントの総称
グルメハラスメント（グルハラ）	料理へのこだわりを強要したりする行為
ケアハラスメント（ケアハラ）	家族の介護をする社員などへの嫌がらせ (別名：介護ハラスメント)
告白ハラスメント（告ハラ）	告白することで相手を不快にさせること
子なしハラスメント	子どもがいない夫婦に対して相手が不快に思う言葉をかける行為
コミュニケーションハラスメント (コミュハラ)	コミュニケーション障害の人にコミュニケーションを強要する行為
ジェンダーハラスメント（ジェンハラ）	男らしさ・女らしさを強要する行為
シルバーハラスメント（シルハラ）	介護が必要な老人などに対する嫌がらせ
シングルハラスメント	未婚の人に対して結婚に関する心ない言葉をかける行為
スイーツハラスメント	ダイエット中の女性にスイーツを差し入れすること
スクールセクシャルハラスメント（スクハラ）	教師が生徒に性的な嫌がらせをする行為
スメルハラスメント（スメハラ）	体臭や口臭など臭いで他人を不快にさせる行為
スモークハラスメント（スモハラ）	タバコの煙による嫌がらせ
セカンドハラスメント（セカハラ）	ハラスメントの報告により、さらなる嫌がらせを受ける
セクシャルハラスメント（セクハラ）	性的な発言での嫌がらせ
ゼクシャルハラスメント（ゼクハラ）	女性が男性に結婚を迫る行為
ソーシャルハラスメント（ソーハラ）	SNSサービスを利用した嫌がらせ
ソジハラスメント（ソジハラ）	性的マイノリティの人に対する嫌がらせ

名称	内容
テープハラスメント（テプハラ）	何かにつけてテープを回していないか確認をする行為
テクスチュアルハラスメント（テクハラ）	文章に対しての性的な嫌がらせ
テクノロジーハラスメント（テクハラ）	パソコンなどに詳しい人が詳しくない人にする嫌がらせ
ドクターハラスメント（ドクハラ）	医者が患者にする嫌がらせ・脅し
ヌードルハラスメント（ヌーハラ）	麺類やスープ類で「ズズッ」という音を出す行為
パーソナルハラスメント（パーハラ）	パーソナル（個人的）な部分を馬鹿にする行為
パタニティハラスメント（パタハラ）	マタハラの男性版
ハラスメントハラスメント（ハラハラ）	何かにつけて「ハラスメント」と言いがかりをつける行為
パワーハラスメント（パワハラ）	上司から部下など優位性を利用した精神・肉体的攻撃
フォトハラスメント（フォトハラ）	勝手に写真を撮ったりアップロードする行為
ブラッドタイプハラスメント（ブラハラ）	血液型で相手の性格を決めるなどの嫌がらせ
ペットハラスメント	首輪をつけずに犬を散歩させたりする行為
マタニティハラスメント（マタハラ）	妊婦・出産経験者に対する嫌がらせ
マリッジハラスメント（マリハラ）	「まだ結婚しないの？」と聞いたりする行為
モラルハラスメント（モラハラ）	倫理や道徳に反した嫌がらせ。
ラブハラスメント（ラブハラ）	恋愛に関する話で人を不快にさせる行為
リストラハラスメント（リスハラ）	配置転換などでリストラに追い込む行為
レイシャルハラスメント（レイハラ）	国籍や人種に関する嫌がらせ
レリジャスハラスメント	宗教関係者からの嫌がらせ

富加町人権施策推進指針（第3次）

令和8年3月発行

発行者 ― 富加町

編集 ― 住民課 住民係

岐阜県加茂郡富加町滝田1511番地

電話 0574-54-2116

FAX 0574-54-2461
